資料４-２

第５次兵庫県環境基本計画の
令和５年度の点検・評価結果

兵庫県

目次

1　概要 …… 1
(1) 趣旨 …… 1
(2) 点検・評価の方法 …… 1
(3) 分野別の点検・評価結果(概要) …… 1
(4) 主な課題 …… 2
(5) 施策の取組状況 …… 3

2　重点項目の状況と今後の方針 …… 4

3　各分野の状況 …… 16
(1) 低炭素 …… 16
ア「くらし」
(ｱ) CO_2排出の少ないライフスタイルへの転換 …… 16
(ｲ) 住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大 …… 17
イ「しごと」
(ｱ) 低炭素型の経済活動の推進 …… 17
(ｲ) オフィス・ビルの低炭素化 …… 18
(ｳ) 事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大 …… 19
ウ「まち」
(ｱ) 環境に配慮した交通の実現 …… 20
エ「さと」
(ｱ) CO_2吸収源としての森林の機能強化 …… 21
(ｲ) カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進 …… 21
オ「温暖化からひょうごを守る適応策」
(ｱ) 気候変動適応策の推進 …… 22
総合評価 …… 22

(2) 自然共生 …… 24
ア「くらし」
(ｱ) 地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進 …… 24
イ「しごと」
(ｱ) 公共事業等における環境への配慮 …… 25
(ｲ) 環境に配慮した農業の推進 …… 25
(ｳ) 多様な担い手による森づくり活動の推進 …… 26
ウ「まち」
(ｱ) 自然とのふれあいの推進 …… 27
(ｲ) 外来生物対策の推進 …… 27
エ「さと」
(ｱ) 生物多様性の保全 …… 28
(ｲ) 野生鳥獣の適切な保護管理 …… 29
(ｳ) 里地・里山や人工林等の適切な管理 …… 30
(ｴ) 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組 …… 31
(ｵ) 自然とのふれあいの推進 …… 32
(ｶ) 県民への普及啓発 …… 32
総合評価 …… 33

(3) 資源循環 …… 34
ア「くらし」
(ｱ) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[一般廃棄物] …… 34
イ「しごと」
(ｱ) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[産業廃棄物] …… 35
(ｲ) 廃棄物の適正処理の推進 …… 35
(ｳ) 廃棄物系バイオマスの利活用の促進 …… 36
ウ「まち」
(ｱ) 質の高いリサイクル(再生利用)の推進 …… 36
(ｲ) 廃棄物の適正処理体制の整備 …… 37
(ｳ) 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進 …… 38
エ「さと」
(ｱ) 不法投棄対策の推進 …… 38
(ｲ) 未利用木質系バイオマスの利活用の促進 …… 39
総合評価 …… 39

(4) 安全・快適 …… 41
ア「くらし」
(ｱ) 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進 …… 41
イ「しごと」
(ｱ) 公害防止体制の適切な運用 …… 41
(ｲ) 有害化学物質対策等の推進 …… 42
ウ「まち」
(ｱ) 大気環境の保全 …… 42
(ｲ) 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止 …… 44
(ｳ) 身近な生活環境の保全 …… 45
エ「さと」
(ｱ) 災害に強い森づくり等豪雨対策の推進 …… 45
(ｲ) 災害廃棄物処理の体制づくり …… 46
総合評価 …… 46

(5) 地域力 …… 47
ア　持続可能な社会の実現を目指す人づくり …… 47
イ　環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進 …… 48
ウ　様々な主体との協働による取組の推進 …… 49

1　概要

(1) 趣　旨

「第５次兵庫県環境基本計画」(平成31年２月策定)の着実かつ効果的な推進を図るため、県内の環境の現状及び県施策の実施状況を点検・評価し、計画の進捗状況を評価した。

点検・評価の結果については、県のホームページで公表する等広く県民に広報する。

(2) 点検・評価の方法

「恵み豊かなふるさとひょうご」の実現のため、100余りの数値化された指標「ひょうごの環境指標」により、５分野41項目にわたる施策の取組状況を点検する。さらに、各分野の重要なものを「重点目標」とし、取組の進捗管理を行っている。

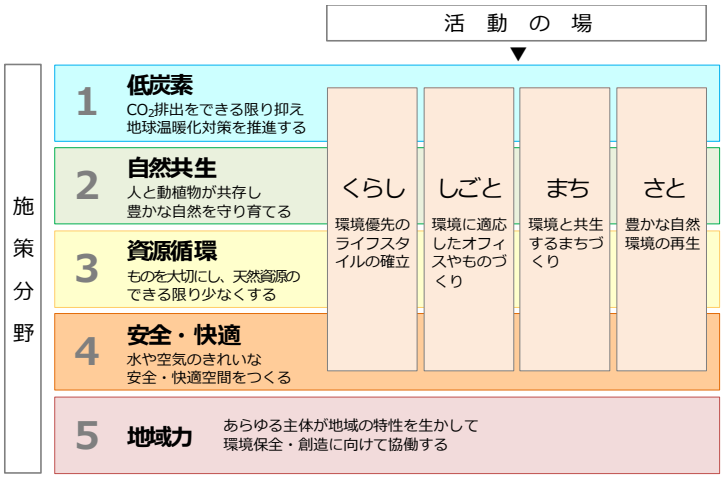

(3) 分野別の点検・評価結果(概要)

［重　点　目　標］

20項目(◎10項目　○６項目　△４項目)

［施策の取組状況］

41項目(◎９項目　○27項目　△５項目)

※「ひょうごの環境指標」は、原則として、次の基準を目安に評価
◎：目標達成率が 100%以上　(特に取組が進んでいる)
○：目標達成率が 80%以上 100%未満　(概ね取組が進んでいる)
△：目標達成率が 80%未満　(一層の取組が必要)

1) 今回の点検・評価（総評）

・今回で５回目となる。木質バイオマス発電所の稼働などにより、再生可能エネルギー発電量が増加し、１人１日あたりの家庭系ごみ排出量が減少するなど、概ね着実に進捗している一方、野生鳥獣による農林業被害額は減少傾向だが目標未達成であることや、持続可能な社会づくりを先導する人材が増加していないなどの課題がある。

2) 主な進捗状況【R4評価→R5評価】

① 低炭素【◎３、○10、△０→◎５、○８、△０】

［重点目標］令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量48%削減(平成25(2013)年度比)【○→○】

・温室効果ガス排出量(令和３年度)は、平成25年度比19.4%の削減

［重点目標］令和12(2030)年度の再生可能エネルギーによる発電量100億kWh【○→◎】

・再生可能エネルギーによる発電量(令和５年度)は、73.0億kWh(平成29年度比103%増)

② 自然共生【◎４、○10、△２→◎４、○10、△２】

［重点目標］令和７年度の生物多様性保全プロジェクト団体数100団体【◎→◎】

・生物多様性に係る先導的な取組やネットワークの着実な拡大(R4:104団体→R5:108団体)

［重点目標］令和７年度の野生鳥獣による農林業被害額50%削減(平成25年度比)【△→△】

・野生動物による農林業被害は減少傾向にあるものの、依然として目標未達成

［重点目標］令和７年度の漁場環境改善面積5,579ha【◎→◎】

・藻場の造成など豊かな海づくりに向けた活動が活発化

［個別項目］多様な担い手による森づくり活動の推進【○→◎】

［個別項目］外来生物対策の推進【◎→○】

・アライグマ・ヌートリアによる農業被害額は増加傾向

③ **資源循環**【◎１、○７、△５→◎４、○５、△４】

［**重点目標**］令和７年度の１人１日あたりの家庭系ごみ排出量477g/人日【△→◎】

・１人１日あたりの家庭系ごみ排出量は減少傾向

［**重点目標**］令和７年度の最終処分率を一般廃棄物9.9%、産業廃棄物2.5%【△→△】

・一般廃棄物最終処分率は近年横ばい、産業廃棄物最終処分率は近年低下傾向

［**個別項目**］廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再利用)の推進[産業廃棄物]【○→△】

・産業廃棄物再生利用率は近年横ばいだが、排出量は長期的には減少傾向

［**個別項目**］循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進【○→◎】

・市町のごみ発電能力は着実に増加

④ **安全・快適**【◎２、○７、△３→◎５、○５、△２】

［**重点目標**］河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成【△→△】

・河川BODは全水域で達成、海域CODは70～80%程度で横ばい、湖沼COD(１水域)は非達成

［**重点目標**］大気のきれいさ(環境基準)100%達成【○→○】

［**重点目標**］令和７年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合48%【◎→◎】

［**重点目標**］令和7年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定【○→◎】

［**個別項目**］県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進【△→○】

・クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数の回復

⑤ **地域力**【◎１、○４、△２→◎１、○５、△１】

［**重点目標**］令和７年度の持続可能な社会づくりを先導する人材30%増(平成28年度比)【◎→○】

・持続可能な社会づくりを先導する人材は、近年横ばいで推移

［**重点目標**］「ひょうごの環境」ホームページのアクセス件数100万件【○→◎】

・スマートフォンからのアクセス閲覧者の定着等により増加(R4:86万件→R5:110万件)

［**個別項目**］持続可能な社会の実現を目指す人づくり【△→○】

・ひょうご環境体験館利用者数などの回復

(4) **主な課題**（※■は評価が「△(一層の取組が必要)」の項目）

1) **低 炭 素**　□脱炭素経営や脱炭素型ライフスタイルの普及
□環境や防災面に配慮した太陽光発電の導入促進

2) **自然共生**　■シカやイノシシ、外来生物などの野生動植物被害対策の推進
□豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生に向けた更なる取組

3) **資源循環**　■一般廃棄物及び産業廃棄物排出量の削減、再生利用率の向上（プラスチックごみや食品ロス対策、サステナブルファッションの推進等）

4) **安全・快適**　□水素ステーション等のインフラ充実によるFCVなど次世代自動車の普及促進
□災害廃棄物処理に備えた体制づくり
□県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進

5) **地 域 力**　□県民、事業者、地域団体、NPO等の環境保全活動の促進や連携・ネットワークの強化、新たな担い手の確保・育成

(5) 施策の取組状況

区分		項　目(全 41 項目)	R5 評価	R4 評価
Ⅰ 低炭素 ◎：５項目 ○：８項目 △：０項目	重点	R12 年度の温室効果ガス排出量 48%削減(H25 年度比)	○	○
		R12 年度の再生可能エネルギーによる発電量 100 億 kWh	◎	○
		R7 年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の県民への認知度 50%	◎	◎
		R12 年度までに全ての県庁舎の照明※を LED 化(※一部特殊照明等を除く)	○	◎
	くらし	(1)CO_2排出の少ないライフスタイルへの転換	○	○
		(2)住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大	○	○
	しごと	(3)低炭素型の経済活動の推進	○	○
		(4)オフィス・ビルの低炭素化	○	○
		(5)事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大	◎	○
	まち	(6)環境に配慮した交通の実現	○	○
	さと	(7)CO_2吸収源としての森林の機能強化	○	○
		(8)カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進	◎	○
	適応策	(9)気候変動適応策の推進	◎	◎
Ⅱ 自然共生 ◎：４項目 ○：10 項目 △：２項目	重点	R7 年度の生物多様性保全プロジェクト団体数 100 団体	◎	◎
		R7 年度の野生鳥獣による農林業被害額 50%削減(H25 年度比)	△	△
		R7 年度の里山林整備面積 33%増(H27 年度比)	◎	◎
		R7 年度の漁場環境改善面積 5,579ha	◎	◎
	くらし	(1)地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進	○	○
	しごと	(2)公共事業等における環境への配慮	○	○
		(3)環境に配慮した農業の推進	○	○
		(4)多様な担い手による森づくり活動の推進	◎	○
	まち	(5)自然とのふれあいの推進	○	○
		(6)外来生物対策の推進	○	◎
	さと	(7)生物多様性の保全	○	○
		(8)野生鳥獣の適切な保護管理	○	○
		(9)里地・里山や人工林等の適切な管理	○	○
		(10)瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組	○	○
		(11)自然とのふれあいの推進	△	△
		(12)県民への普及啓発	○	○
Ⅲ 資源循環 ◎：４項目 ○：５項目 △：４項目	重点	R7 年度の１人１日あたりの家庭系ごみ排出量 477g/人日	◎	△
		R7 年度の最終処分量を一般廃棄物 38%削減、産業廃棄物 31%削減(H24 年度比)	△	△
		R7 年度の最終処分率を一般廃棄物 9.9%、産業廃棄物 2.5%	△	△
		R7 年度のごみ発電能力 15%増(H24 年度比)	◎	○
	くらし	(1)リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[一般廃棄物]	○	△
	しごと	(2)リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[産業廃棄物]	△	○
		(3)廃棄物の適正処理の推進	○	○
		(4)廃棄物系バイオマスの利活用の促進	○	○
	まち	(5)質の高いリサイクル(再生利用)の推進	○	○
		(6)廃棄物の適正処理体制の整備	◎	◎
		(7)循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進	◎	○
	さと	(8)不法投棄対策の推進	△	△
		(9)未利用木質系バイオマスの利活用の促進	○	○
Ⅳ安全･快適 ◎：５項目 ○：５項目 △：２項目	重点	河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成	△	△
		大気のきれいさ(環境基準)100%達成	○	○
		R7 年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合 48%	◎	◎
		R7 年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定	◎	○
	くらし	(1)県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進	○	△
	しごと	(2)公害防止体制の適切な運用	△	△
		(3)有害化学物質対策等の推進	◎	○
	まち	(4)大気環境の保全	○	○
		(5)公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止	○	○
		(6)身近な生活環境の保全	○	○
	さと	(7)災害に強い森づくり等豪雨対策の推進	◎	◎
		(8)災害廃棄物処理の体制づくり	◎	○
Ⅴ 地域力 ◎：１項目 ○：５項目 △：１項目	重点	R7 年度の持続可能な社会づくりを先導する人材 30%増(H28 年度比)	○	◎
		R7 年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数 15%増(H28 年度比)	○	○
		R7 年度の環境保全に取り組む NPO 法人数 20%増(H28 年度比)	○	○
		「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数 100 万件	◎	○
		(1)持続可能な社会の実現を目指す人づくり	○	△
		(2)環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進	△	△
		(3)様々な主体との協働による取組の推進	○	○
令和５年度の点検・評価結果：重 点 目 標(20 項 目)：◎10 項目 ○６項目 △４項目 施策の取組状況(41 項 目)：◎９項目 ○27 項目 △５項目				

2　重点項目の状況と今後の方針

重点目標①　令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量 48%削減［平成 25 年度比］【評価：○】

《重点項目の状況》

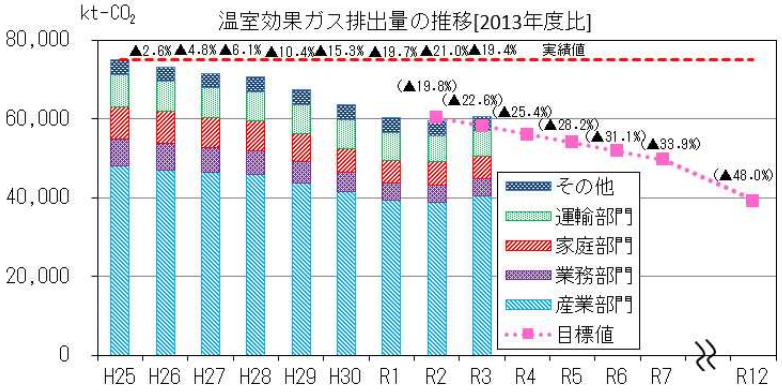

令和４年３月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、温室効果ガス削減目標を2013(H25)年度を基準として、2030(R12)年度に 48%に設定し、取組を進めています。

産業部門及び業務部門では、「環境の保全と創造に関する条例」により工場・事業所に、温室効果ガス排出抑制計画の作成と措置結果の報告を求めており、令和３年７月に条例の対象事業者を拡充するなど制度強化しています。

家庭部門では、「うちエコ診断」の推進、低利の融資制度等による再生可能エネルギーの導入拡大など、温室効果ガス削減に向けた施策を展開しています。

運輸部門では、次世代自動車の普及、アイドリングストップなどのエコドライブを推進しています。

この結果、2021（R3）年度の県内温室効果ガス排出量は、2013(H25)年度に比べて 19.4%の削減となっています。

※令和４年３月に改定した地球温暖化対策推進計画に基づき、温室効果ガス排出量の目標値を見直し。

［各年度の電力排出係数注 による算定］　（単位：千 t-CO_2）

部門		2013(H25)年度排出量	2020(R2)年度(確定値) 排出量	【構成比】(%)	13 年度比※2 (%)	2021(R3)年度(速報値)※1 排出量	【構成比】(%)	13 年度比※2 (%)	前年度比※3 (%)
エネルギー起源二酸化炭素	産業※4	47,952	38,912	【65.5】	▲ 18.9	40,502	【66.8】	▲ 15.5	4.1
	業務	6,815	4,395	【7.4】	▲ 35.5	4,256	【7.0】	▲ 37.6	▲3.2
	家庭	8,364	5,919	【10.0】	▲ 29.2	5,745	【9.5】	▲ 31.3	▲2.9
	運輸	8,128	6,496	【10.9】	▲ 20.1	6,494	【10.7】	▲ 20.1	0.0
その他※5		3,923	3,680	【6.2】	▲ 6.2	3,626	【6.0】	▲ 7.6	▲ 1.5
排出量※6		75,182	59,402	【100】	▲ 21.0	60,623	【100】	▲ 19.4	2.1

※1 国、県等の統計データの確定を受け、値を変更することがある。
※2 13 年度比(%)＝（当該年度排出量－2013 年度排出量）/2013 年度排出量×100(%)
※3 前年度比(%)＝（当該年度排出量－前年度排出量）/前年度排出量×100(%)
※4 エネルギー転換部門を含む。
※5 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等
※6 四捨五入の関係で一致しない。
注）電力排出係数(関西電力(株)公表値)は、2013 年度：0.516、2020 年度：0.350、2021 年度：0.309(kg-CO_2/kWh)

《今後の方針》

兵庫県地球温暖化対策推進計画の温室効果ガス削減目標(2013(H25)年度比)である 2030(R12)年度 48%削減に向けて、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働による取組を積極的に進めます。

県民・事業者・団体・行政等の各主体が一体となり、脱炭素化に取り組む必要があります。そのため、今後は、企業の自主的な脱炭素化への取組促進を目的としたスクールの開催や木質バイオマス燃料の供給元と需要先を拡大し、里山林活用活性化を目的としたコンソーシアム構築等を進めるとともに、「ひょうご 1.5℃ライフスタイルコンソーシアム」の取組等により、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を後押します。

重点目標② 令和 12(2030)年度の再生可能エネルギーによる発電量 100 億 kWh 【評価：◎】

《重点項目の状況》

令和４年３月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、2030(R12)年度に 100 億 kWh を再生可能エネルギーで発電する目標を掲げています。

2023(R5)年度の年間発電量は大規模バイオマス発電所での発電が進むなど、昨年度に比べ、21.8 億 kWh 増の 73.0 億 kWh と、大幅に増加しています。再生可能エネルギーによる発電量の更なる増加に向け、引き続き、取組を強化する必要があります。

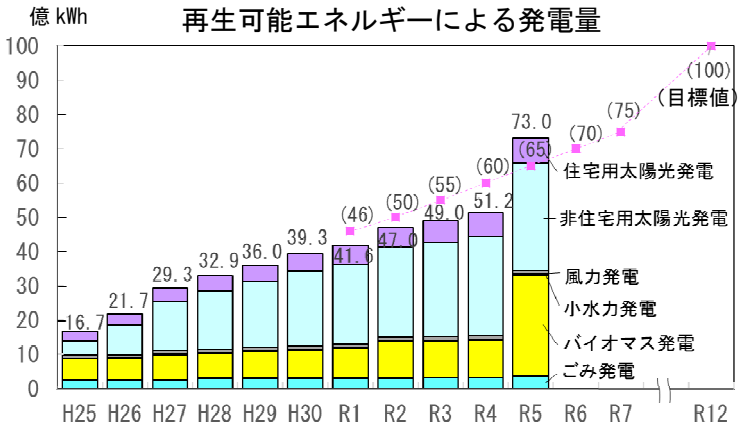

※令和４年３月に改定した地球温暖化対策推進計画に基づき、再生可能エネルギーによる発電量の目標値を見直し。

《今後の方針》

今後は、都市部における太陽光発電の導入を一層推進するとともに、小水力発電やバイオマス発電等の導入も積極的に進め、大規模な太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの普及を目指します。

そのため、①家庭や中小事業者の創エネ設備等の導入支援、②使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換することを宣言する RE100 等への県内企業参加促進、③脱炭素経営のポイントや再生可能エネルギー導入の実践的手法について学ぶことのできる事業者向け伴走型支援の実施や④マッチングサイト等による地域発電事業者への支援などの取組を推進します。

また、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、持続可能な形でエネルギー・資源・地域経済が域内で循環する「地域循環共生圏」の創出を推進します。

重点目標③　令和７年度の適応策（地球温暖化による被害の軽減策）の県民への認知度 50%　【評価：◎】

《重点項目の状況》

温室効果ガスの排出を抑制する「削減策（緩和策）」に取り組みつつ、避けられない温暖化影響にあらかじめ備え、リスクを軽減する「適応策」に取り組む必要があります。

本県では、平成 29 年３月に策定した「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」に基づき、県民・事業者・県内関係部局等と連携のもと様々な施策を展開してきました。令和３年３月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」で、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の内容も盛り込み、同計画に位置づけました。

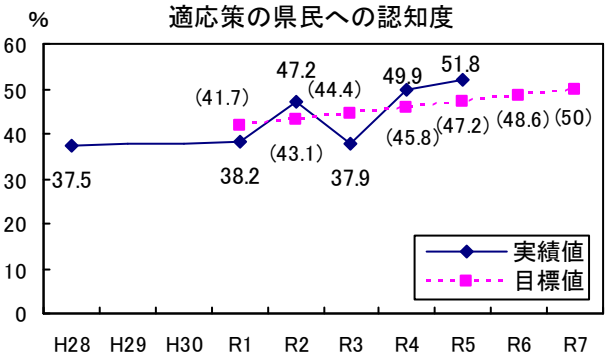

令和５年度の適応策の県民への認知度は 51.8%で、平成 28 年度から 14.3 ポイント、近年最も認知度が高かった令和４年度からも 1.9 ポイント増加しており、認知度が高まっています。

《今後の方針》

「削減策（緩和策）」を基本としながら、令和３年４月に設置した「兵庫県気候変動適応センター」で、気候変動影響などの情報提供や気候変動に関する「適応策」の取組を一体的に推進し、フォーラム等の開催やホームページでの普及啓発により、県民等の理解と関心を深め、全県的な気候変動適応の機運を醸成します。

重点目標④　令和 12 年度までに全ての県庁舎の照明※を LED 化（※一部特殊照明等を除く）　【評価：○】

《重点項目の状況》

大規模な消費者・事業者である県自らが環境負荷低減を率先して推進するため、「環境率先行動計画」に基づき、温室効果ガス排出量や廃棄物排出量の削減など、自らの事務事業で生じる環境負荷の計画的な低減の取組を進めています。

県施設における省エネ対策の一つとして、照明器具の LED 化を推進しており、令和５年度の LED 照明を導入している県庁舎（総合庁舎・集合庁舎）の割合（一部特殊照明等を除く）は 76.2%でした。

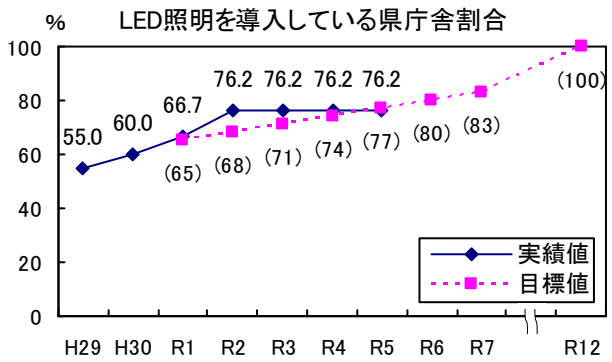

※対象は総合庁舎・集合庁舎の 21 施設
なお、環境率先行動計画で対象とする 425 施設については、398 施設（87%）で LED 化

《今後の方針》

施設の建替・計画修繕の時期や施設ごとの導入規模等を勘案し、リース等の手法も活用しつつ、全ての県庁舎の LED 化に向けて計画的に導入を進めます。

重点目標⑤　令和７年度の生物多様性保全プロジェクト団体数 100 団体　【評価：◎】

《重点項目の状況》

平成 31 年２月に改定した「生物多様性ひょうご戦略」の推進には、行政はもとより県民、団体・NPO 等、事業者等の主体が、互いに連携し、それぞれの役割を担うことが不可欠です。

本県では、生物多様性に係る先導的な取組を行う NPO 等を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定し、その活動内容を広く情報発信して、県民や企業の参加を促しています。

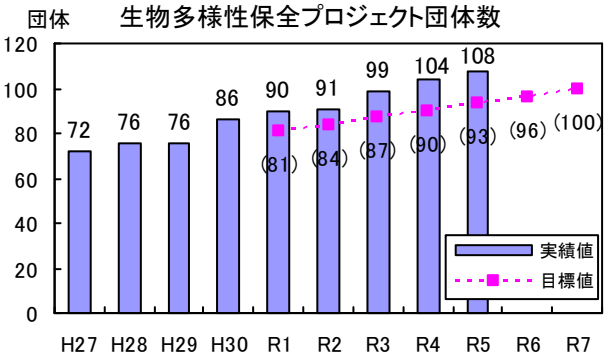

令和５年度までの生物多様性保全プロジェクト団体数は108 団体で、①地域特有の生態系の保全・再生、②希少種の保全、③水辺環境の保全や外来生物の駆除等の取組を県下各地で展開しています。

《今後の方針》

NPO 等の活動を一層促進するため、県民や企業等に対する活動の意義や活動内容の PR、相互に情報共有や交流を図るための活動発表会等の開催により、ネットワーク化の促進や個々の活動のレベルアップを目指します。

重点目標⑥　令和７年度の野生鳥獣による農林業被害額 50%削減［平成 25 年度比］【評価：△】

《重点項目の状況》

令和４年度の野生鳥獣による農林業被害額は約４億６千９百万円となりました。被害を受けた集落に現地アドバイザーを派遣し、捕獲指導を行うなど、地域ぐるみでの捕獲対策を強化しています。

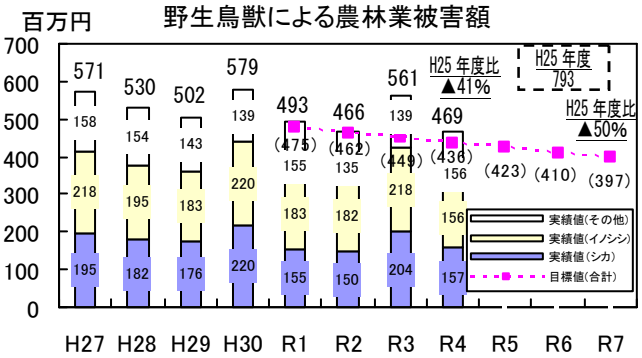

シカによる農林業被害額は平成 22 年度（約４億７千万円）をピークに減少に転じ、令和４年度は約１億５千７百万円となりました。農林業被害対策として、平成 30 年度から捕獲目標を４万６千頭に引き上げ、捕獲を進めています。

イノシシによる農業被害額は減少傾向にあるものの、約１億５千５百万円と獣種別では最も高くなっています。また、神戸市等の都市部では人的被害も発生するなど、身近な生活環境にも影響が出ています。このため、令和２年度から捕獲目標を２万５千頭とし、防護柵の整備による被害対策を進めています。

《今後の方針》

野生動物による農林業被害の軽減等を目的に、鳥獣保護管理事業計画に基づき、①個体数管理（捕獲の推進等）、②被害管理（防護柵の設置等）、③生息地管理（広葉樹林の整備等）を進め、人と鳥獣との共存を図っていきます。

特に、集中的な管理が必要なシカ・イノシシは、狩猟や有害捕獲に加え、国の指定管理捕獲等事業を活用して、高標高地など捕獲の進んでいない場所での捕獲を推進しています。

また、三木市に開設した県立総合射撃場を活用し、狩猟者の確保・育成を推進します。

重点目標⑦　令和７年度の里山林整備面積 33%増［平成 27 年度比］　【評価：◎】

《重点項目の状況》

本県では、県民共通の財産である森林の機能回復を社会全体で進め、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るとともに、人工林の間伐の繰り返しや里山林の再生、森林ボランティア活動の活性化などの新たな課題に対応するため、「公的関与による森林管理の徹底」「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針として、令和４年度に策定した「新ひょうごの森づくり第３期対策」(令和４～令和 13 年度)を進めています。

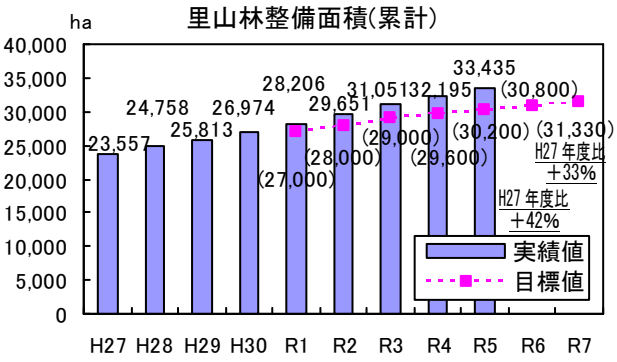

地域住民等自らが集落周辺の広葉樹林等で行う森林整備活動に対して活動経費等を支援するなど、里山林の整備を進めてきた結果、令和５年度末の里山林整備累計面積は 33,435ha となり、平成 27 年度比で 42%増となりました。

《今後の方針》

森林の公益的機能を回復するため、引き続き「新ひょうごの森づくり第３期対策」(令和４～令和 13 年度)の着実な推進が必要です。

燃料革命以降、人々の生活様式の変化に伴い里山林が放置されているという問題があり、森林所有者だけでは適正な管理が難しい状況にあります。このため、地域住民等が連携して集落周辺の広葉樹林等で行う森林整備活動を支援するとともに、森林ボランティアや「企業の森づくり」など、多様な担い手による森林整備を行い、森林の持つ公益的機能の回復を進めていきます。

重点目標⑧　令和７年度の漁場環境改善面積 5,579ha　【評価：◎】

《重点項目の状況》

本県では、高度経済成長期の海面埋め立て等により多くの藻場や干潟が消失しました。近年は漁場整備事業等により、藻場の造成など生物生息環境の保全・回復が図られています。この結果、令和５年度の漁場環境改善面積※は 5,632ha となりました。

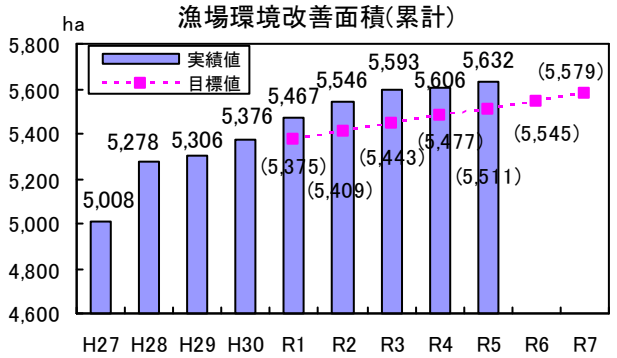

水産資源の維持・増大を図るため、第２の鹿ノ瀬構想などの漁場整備事業を引き続き実施す

るとともに、生物の生息場の再生に向けた増殖場等のリノベーション事業の検討を実施しています。また、藻場・干潟など浅場の再生・創出を行う団体に助成を行っています。

瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、令和元年10月に条例改正し、事業者と県民の責務を定めるとともに、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保するうえで望ましい海域の窒素・りん濃度を水質目標値(条例下限値～環境基準値(上限値))として設定しました。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法（令和３年６月改正）に基づく計画的な栄養塩類供給を行うため、瀬戸内海の関係府県に先駆け、令和４年10月に「兵庫県栄養塩類管理計画」を策定しました。

※稚魚の保護や育成の場となる増殖場等の整備や覆砂等により、浅場の環境改善を実施した面積

《今後の方針》

引き続き、藻類の育成が可能な増殖場の整備を適地で進めるとともに、藻場・干潟の再生・創出を行う団体への助成や、海底耕うんやため池のかいぼり等浅海域の保全活動を行う漁業者への支援など豊かな海づくりのための取組を推進します。

また、兵庫県栄養塩類管理計画に基づき、工場や下水処理場からの計画的かつ順応的な栄養塩類供給に伴う水質の状況の検証を行います。

さらに、令和５年 11 月に改定した「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」に基づき、藻場の拡大を図るため、産学官民による連絡会議において、藻場拡大やブルーカーボン創出の支援を検討します。

重点目標⑨　令和７年度の１人１日あたりの家庭系ごみ排出量 477g/人日　【評価：◎】

《重点項目の状況》

県内の一般廃棄物の排出量は年々減少しており、１人１日あたりのごみ排出量も平成 19 年度は全国 36 位であったのが、令和４年度には全国 16 位と、大幅に改善しました。また、ごみの分別に協力している県民の割合も約９割となり、ごみを減らすという県民の意識は定着しています。

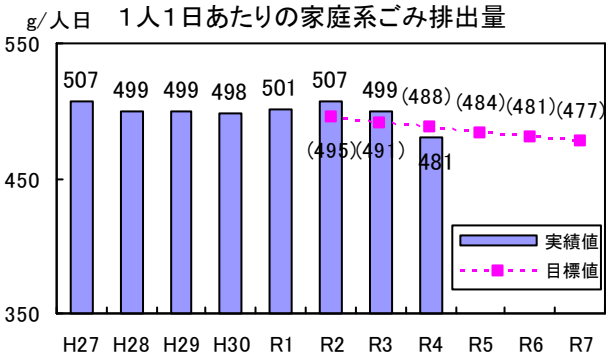

令和６年１月に改定した「兵庫県資源循環推進計画」では、県民１人１人の削減努力が反映できるよう、事業系ごみ排出量及び資源ごみ排出量を除いた「１人１日あたりの家庭系ごみ排出量」を目標として設定していますが、令和４年度は 481g/人日と減少傾向がみられます。

※令和６年１月に策定した資源循環推進計画に基づき、目標値を見直し。

《今後の方針》

市町と協力し、食品廃棄物・食品ロスの削減、古紙の回収及びバイオマスの利活用を促進します。

また、プラスチックごみ削減に向け、３Ｒの取組を徹底することを基本としつつ、ワンウェイプラスチックの削減や地域でのペットボトル回収等、新たな資源循環の取組を強化します。

重点目標⑩　令和７年度の最終処分量を一般廃棄物 38%削減、産業廃棄物 31%削減［平成 24 年度比］　【評価：△】

重点目標⑪　令和７年度の最終処分率を一般廃棄物 9.9%、産業廃棄物 2.5%　【評価：△】

《重点項目の状況》

一般廃棄物について、令和４年度の最終処分量は 194 千ｔとなり減少傾向がみられます。その一方で、最終処分率(排出量に対する最終処分量の割合)は 11.1%と近年横ばいで推移、再生利用率は 15%で全国平均(16%)をやや下回っており、更なるリサイクル対策が必要です。

産業廃棄物について、令和４年度の最終処分量は 532 千ｔとなり若干減少傾向、最終処分率は 2.3%と近年は低下傾向で推移しています。また、令和４年度の排出量(2,341 万ｔ)は長期的には減少傾向にあるものの、再生利用率(86%、汚泥除く)は、近年横ばいで推移しており、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに向けた取組をさらに進めていく必要があります。

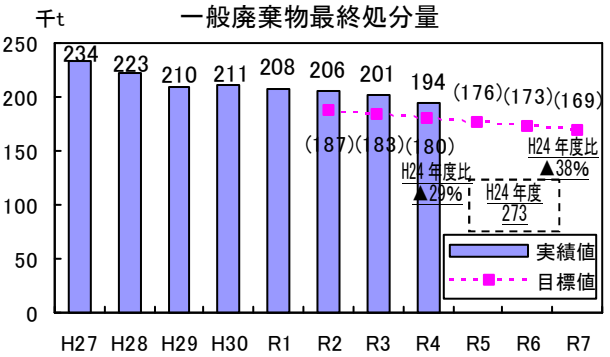

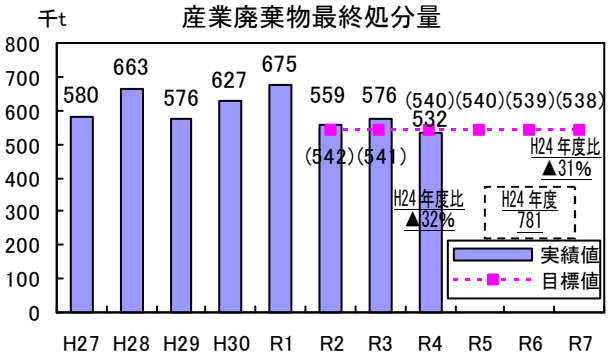

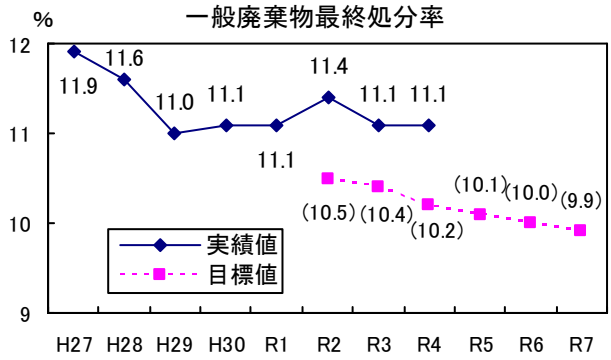

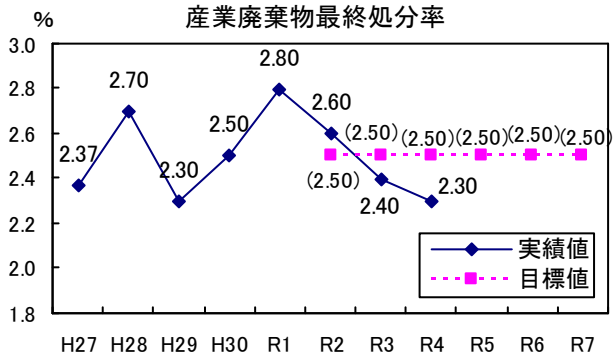

※令和６年１月に策定した資源循環推進計画に基づき、目標値を見直し。

《今後の方針》

市町と連携し、県民への情報提供や普及啓発に取り組むなど、一般廃棄物の再生利用を促進し、最終処分量の削減を図ります。また、市町の(公財)ひょうご環境創造協会のセメントリサイクル事業への利用を促進し、焼却灰及びばいじんの再生利用を推進します。

産業廃棄物最終処分量の削減のため、引き続き、多量排出事業者(約 350 事業所)を中心に、毎年の処理計画・報告書の指導等により、発生抑制・再生利用を促進するとともに、適正処理を推進していきます。

重点目標⑫　令和７年度のごみ発電能力 15%増［平成 24 年度比］　【評価：◎】

《重点項目の状況》

地球温暖化対策や熱回収（サーマルリサイクル）の促進の観点から、市町の一般廃棄物焼却炉への高効率ごみ発電の導入が進んでおり、令和４年度末現在、120,124kW の発電能力のごみ発電施設が導入されています。

また、下水汚泥の消化ガスを利用したバイオマス発電など、新たな熱利用による温暖化に配慮した廃棄物処理が広がっています。

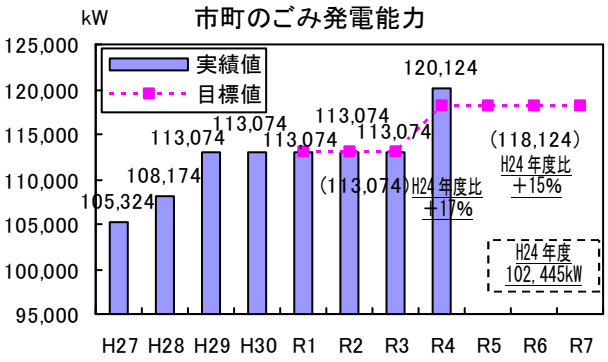

《今後の方針》

市町等では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の排出抑制に努め、極力リサイクルを行い、その後になお排出される可燃性のものは焼却処理等を行うとともに、積極的に熱エネルギーの活用等を図るための施設整備を行っています。

県では、引き続き、市町等が的確な施設整備ができるよう、市町等を支援します。

重点目標⑬　河川・海域・湖沼における水環境の良さ（環境基準）100%達成　【評価：△】

《重点項目の状況》

県内の公共用水域（河川・海域・湖沼）の環境基準達成状況を、有機汚濁の指標である BOD（生物化学的酸素要求量：河川に適用）及び COD（化学的酸素要求量：海域・湖沼に適用）で見ると、河川では、平成 28 年度以降、全水域で達成しています。

一方、海域では、環境基準達成水域が 70～80%程度で近年横ばいとなっており、湖沼（１水域）では、環境基準を達成していません。

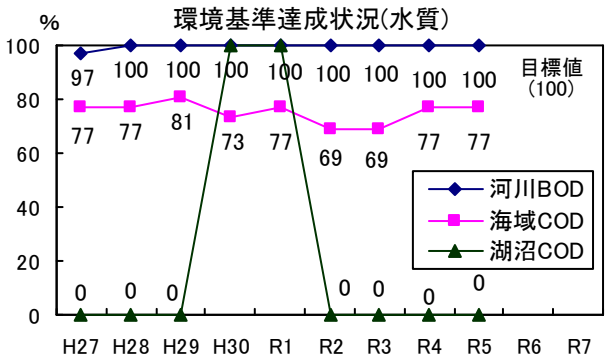

《今後の方針》

環境基準の達成・維持に向け、瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づき、事業場に対する指導の徹底、生活系排水対策等を進めます。また、「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視を行っていきます。

重点目標⑭　大気のきれいさ（環境基準）100%達成　【評価：○】

《重点項目の状況》

県内の大気環境は、長期的に改善傾向を示しており、一般環境大気測定局では、二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）及び微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準は全局で達成しています。

自動車排出ガス測定局でも、NO_2、SPM 及び PM2.5 は環境基準を全局で達成しています。なお、自動車排出ガス対策として、条例による阪神東南部地域（神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市）での自動車 NOx･PM 法の排出基準に適合しないディーゼル自動車等の運行規制を行っており、同地域の NO_2 及び SPM 濃度の低減が進んでいます。

一方、光化学オキシダント（Ox）は、一般環境大気測定局の全局で環境基準非達成となっています。

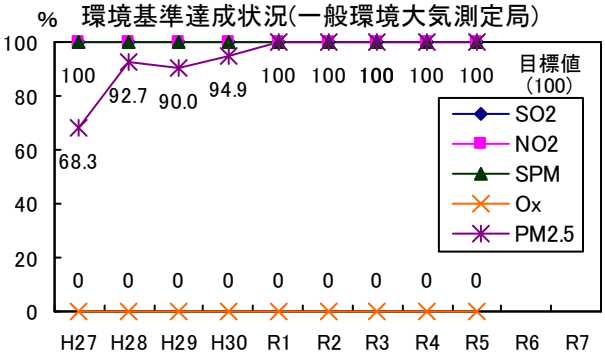

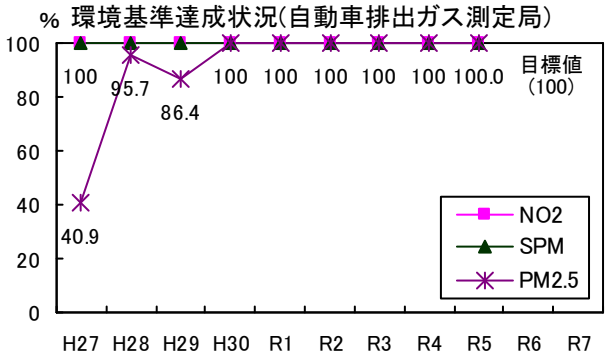

《今後の方針》

全測定局での環境基準の達成・維持に向け、事業所等の固定発生源対策や自動車排出ガス対策等を引き続き実施していきます。また、PM2.5 は、令和元年度に初めて全局で環境基準を達成しました。効果的な PM2.5 対策を検討するため、引き続き、成分分析による発生源の解析などの研究を行います。

重点目標⑮　令和７年度の新規登録車（乗用車）のうち次世代自動車の割合 48%　【評価：◎】

《重点項目の状況》

補助・融資等の支援や普及啓発事業により、低公害で温室効果ガス排出の少ないハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車導入を促進するとともに、充電設備・燃料供給設備等のインフラ整備を促進しています。

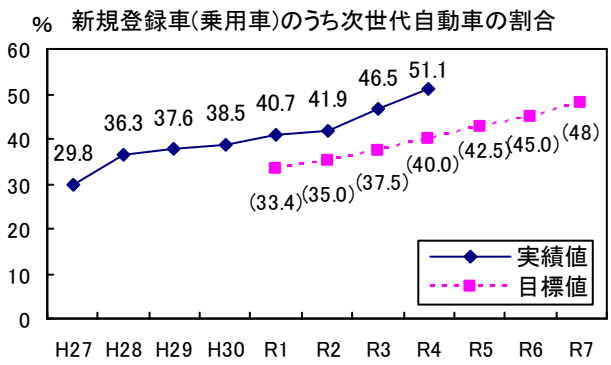

新規登録車の台数（乗用車）のうち、次世代自動車（HV、EV、プラグインハイブリッド車、FCV、クリーンディーゼル自動車及び天然ガス自動車）の割合は、令和４年度は 51.1%で、増加傾向となっています。

※次世代自動車の定義を見直し、クリーンディーゼル自動車等も含めた全ての次世代自動車の実績値を記載。

《今後の方針》

次世代自動車の普及を促進するため、事業者等が導入する EV、FCV 及び FCV タクシーに対し、導入費の補助・融資を行うとともに、民間運送事業者等が導入する燃料電池バス(FC バス)への補助を行います。また、水素モビリティに不可欠な水素ステーションの整備費補助を行うとともに、効果的な整備条件の検討を行います。

さらに、県自らも電気自動車用充電器の維持管理を行うとともに、公用車への次世代自動車の導入を進めます。

重点目標⑯　令和７年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定　【評価：◎】

《重点項目の状況》

被災地の速やかな復旧・復興に資することを目的に、災害発生直後の初動対応から災害廃棄物の処理体制が整うまでの応急対応に重点を置いた「兵庫県災害廃棄物処理計画」を令和６年１月に改定し、災害廃棄物処理に備えています。

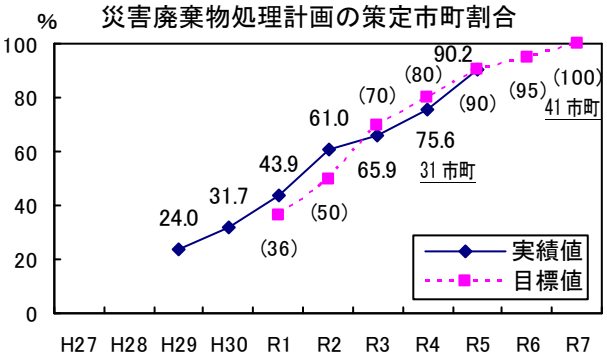

一方、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理には、仮置場候補地の選定や処理体制などを盛込んだ市町災害廃棄物処理計画の策定が不可欠であるため、県内全市町が計画を策定するよう指導しています。この結果、令和５年度までに計画を策定した市町は 90.2%となっています。

《今後の方針》

引き続き、様々な機会を捉えて計画未策定の市町に計画の必要性を説明するとともに、策定に関する研修会を開催し、市町を指導します。

また、近年、全国各地で自然災害が多発していることに加え、阪神・淡路大震災から 29 年が経過し、大規模災害に係る廃棄物処理の経験がない職員が増えていることから、必要に応じて県及び市町等の廃棄物担当職員を対象とした実践的な図上演習形式の研修会を開催します。

重点目標⑰　令和７年度の持続可能な社会づくりを先導する人材 30%増［平成 28 年度比］　【評価：○】

《重点項目の状況》

持続可能な地域づくりを進めるには、地域の環境保全・創造に係る実践的活動を担う人材に加え、持続可能な社会づくりを牽引することのできる人材を育てていくことが重要です。

令和５年度までの持続可能な社会づくりを先導する人材(地球温暖化防止活動推進員、森林ボランティアリーダー、ナチュラルウォッチャーリーダー、自然保護指導員、鳥獣保護管理員、持続可能地域士の合計)は 1,563 人となっており、近年横ばいで推移しています。

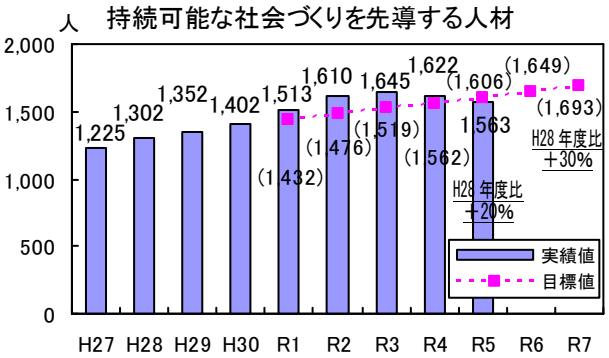

《今後の方針》

県民１人１人が、自らの問題として環境問題に関心を持ち具体的に行動することができるよう、引き続き、ふるさとへの関心や愛着を持った次代の環境を担う人づくりを進めていきます。また、幼児期からの発達の段階に応じた自然体験活動など、あらゆる主体による環境学習・教育を推進していきます。

重点目標⑱　令和７年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数 15%増［平成 28 年度比］　【評価：○】

《重点項目の状況》

環境保全に対する自主的な管理が企業に浸透しています。また、環境報告書の作成・公開など、環境保全・創造の取組の情報開示が進展しており、さらには、工場見学や環境出前講座の開催、森林保全活動への協力など、企業と地域が結びついた活動が広がっています。

令和５年度までの自主的に環境保全に取り組む事業者数(ISO14001 認証取得事業者、エコアクション 21 認証取得事業者、エコ・ファースト認定事業者、産廃優良認定処理業者の合計)は 1,491 事業者となっています。

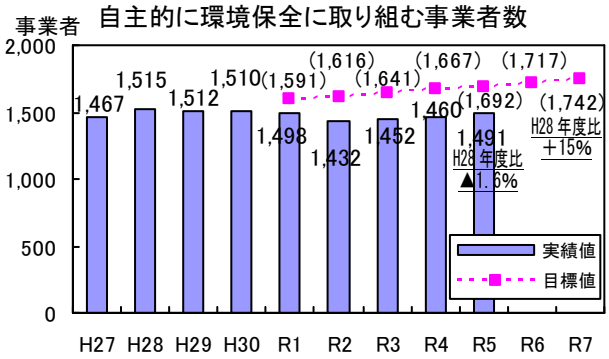

《今後の方針》

事業者が主体的に環境負荷の低減に取り組むとともに、環境への影響やリスクなど、環境情報がわかりやすい形で全ての県民に届けられるよう、引き続き、企業の環境への取組を促すとともに、地域とのコミュニケーションの向上を促進します。

重点目標⑲　令和７年度の環境保全に取り組む NPO 法人数 20%増［平成 28 年度比］【評価：○】

《重点項目の状況》

兵庫県内で環境の保全を図る活動に取り組む NPO 法人は、令和５年度末で 455 法人となっており、法人数自体は近年横ばいとなっていますが、リサイクルの推進、身近な生活環境の美化、地域の自然環境の保全など、幅広い活動が展開されています。

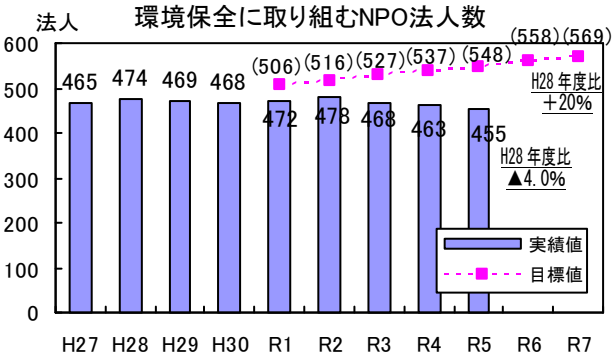

《今後の方針》

環境保全活動を地域が一体となって推進するため、環境保全に取り組む NPO 法人だけでなく、地域団体や企業、教育機関、行政等においても、自発的に環境保全に取り組み、それぞれの主体が連携・ネットワーク化することで、さらに活動が広がるよう取組を推進します。

重点目標⑳　「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数 100 万件　【評価：◎】

《重点項目の状況》

「ひょうごの環境」ホームページは、県民等の環境学習などに活用できるよう県の環境施策・環境データやイベント等に関する情報を掲載しています。

平成 27 年度にホームページのデザイン刷新、リニューアルを行ったほか、令和２年度にスマートフォン表示の対応、４年度に大気環境サイトのリニューアルを行いました。

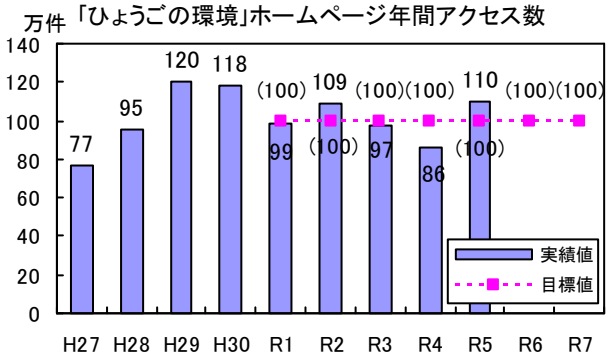

令和５年度の年間アクセス数は 110 万件となっています。ホームページへの訪問経路（参照元）については、検索エンジン以外のダイレクトトラフィック（参照元なし）の比率が増加しており、閲覧者の定着、スマホアプリの利用等が考えられます。

《今後の方針》

引き続き、県内の環境の状況や環境保全等に関する情報を適切に発信し、利用者にとって利便性や満足度が高いサイトとなることを目指します。

３　各分野の状況

(1)「低炭素」～CO_2排出をできる限り抑え地球温暖化対策を推進する～

地球温暖化の対策を進めるためには、日常生活や経済活動に「低炭素」の仕組みが組み込まれた社会が必要です。そのため、省エネ化の推進、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換に向けた施策展開を図っています。

ア　「くらし」に関する指標

（ア）CO_2排出の少ないライフスタイルへの転換【評価：○】

［現状と課題］

令和３(2021) 年度の家庭部門の温室効果ガス排出量は、平成 25(2013) 年度比▲31.3%と、家庭での CO_2 排出量削減の取組が進んでいます。

家庭での CO_2 削減方策を提案する「うちエコ診断」の受診数、家庭用コージェネレーションシステムや家庭用蓄電池の導入量の増加など、省エネの機運が高まっています。

CO_2 削減の取組に県民が参加しやすいよう、CO_2 削減に役立つ情報を積極的に提供する必要があります。

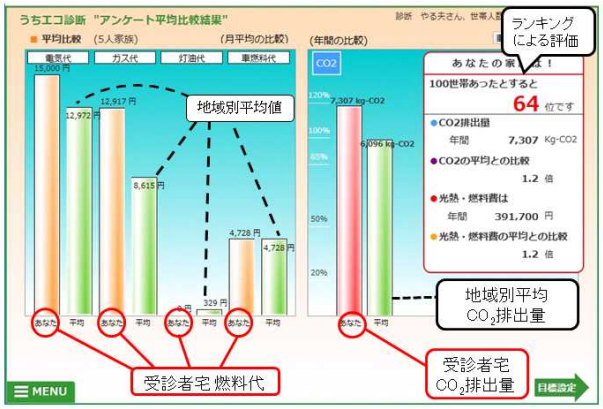

うちエコ診断の診断画面（エネルギー消費状況の把握）

［今後の取組方針］

企業や団体、市町など地域と連携したうちエコ診断事業の効果的運営、受診数の拡大と受診後の取組を後押しする支援制度構築等の検討を行い、取組の継続的な展開を目指します。また、夏季及び冬季を中心に、家庭での省エネの呼びかけを行い、省エネ型のライフスタイルの一層の確立を目指すとともに、省エネ機器販売店と連携し、家庭の省エネ化を促進します。

	指　標	現況値	R５実績値※	R５目標値	評価	目標値		［参考］個別計画の目標（目標年度）
						R６	R７	
1	家庭部門の温室効果ガス排出量※※(%)［H25(2013)比］	▲9.6 (H27)	▲31.3 (R3)	▲35.8	○	▲39.4	▲43.0	－
2	うちエコ診断受診数（累計）（件）	7,060 (H29)	13,115	13,000	◎	14,000	15,000	－
3	家庭用蓄電池導入台数※※※（累計）（台）	374 (H29)	3,101	3,500	○	4,000	4,500	－

※Ｒ５実績値が判明していない場合は、直近年度（(　)内の年度）の実績値により評価（以下同じ）。
※※令和４年３月に改定した地球温暖化対策推進計画に基づき、温室効果ガス排出量の目標値を見直し。以下、部門毎の温室効果ガス排出量についても同じ。
※※※家庭用燃料電池コージェネレーションシステム導入台数を集計していたが、指標の定義を見直し、家庭用蓄電池導入台数を記載。

（イ）住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大【評価：○】

［現状と課題］

本県では、令和４年３月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」で、令和 12(2030)年度に再生可能エネルギーによる発電量 100 億 kWh を目標としています。

住宅用太陽光発電システムによる発電量は、国の固定価格買取制度や県の融資制度、再生可能エネルギー相談支援センターの充実により、令和５年度に 7.2 億 kWh となっており、引き続き県民の再生可能エネルギーの導入を支援する必要があります。

［今後の取組方針］

「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」をうまく組み合わせて、エネルギーを最適に利用する暮らし方である「スマートライフ」の普及に向け、住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置のための低利融資を実施するほか、(公財)ひょうご環境創造協会と連携して家庭用蓄電システムに加え、V2H(Vehicle to Home、電気自動車に蓄えた電力を家庭で利用するシステム)及びこれらと同時設置する太陽光発電システムの設置費用の一部を補助し、自家発電による自家消費を促進していきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	県内の住宅用太陽光発電システムによる発電量（億 kWh）	4.7 (H29)	7.2 (R5)	7.3	○	7.7	7.9	－

※令和４年３月に改定した地球温暖化対策推進計画に基づき、再生可能エネルギーによる発電量の目標値を見直し。以下、各発電種類の再生可能エネルギーによる発電量についても同じ。

イ　「しごと」に関する指標

（ア）低炭素型の経済活動の推進【評価：○】

［現状と課題］

令和３(2021)年度の産業部門の温室効果ガス排出量は、平成 25(2013)年度比▲15.5%となっています。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け停滞していた経済活動が再開され、製造業における生産量が増加したこと等により、前年度から増加していますが、生産プロセスの改善による省エネ化等の取組が積極的に行われています。

温室効果ガス排出削減対策のため、事業者には、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、排出抑制計画の策定・措置結果の報告を求めています。令和３年７月に「環境の保全と創造に関する条例施行規則」の改正等により強化した制度に基づき、令和 12(2030)年度を目標とした計画等を作成・提出させるとともに、そのうち大規模・中規模な事業者は計画・措置結果を公表しています。

［今後の取組方針］

制度対象事業者が作成・提出した計画に基づく措置の実施について指導や助言を行うとともに、セミナー等により先進的な取組の情報共有を図り、事業者の目標達成の意欲を高め、温室効果ガスの着実な削減を促進していきます。

また、中小事業者の脱炭素化の取組を推進するため、(公財)ひょうご環境創造協会と連携し

て、温室効果ガスのサプライチェーン排出量の把握及び削減に資する「排出量算定サービス」導入に対する支援を行うとともに、中小規模事業所に対する省エネ設備の更新・改修、再生可能エネルギー設備の設置補助などにより、事業所の省エネ及び再生可能エネルギーの導入を支援していきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	産業部門の温室効果ガス排出量（%）［H25(2013)比］	▲2.8 (H27)	▲15.5 (R3)	▲23.1	○	▲25.4	▲27.7	－

（イ）オフィス・ビルの低炭素化【評価：○】

［現状と課題］

令和３(2021)年度の業務部門の温室効果ガス排出量は、平成 25(2013)年度比▲37.6%となっており、太陽光発電の導入、照明設備の LED 化や人感センサーの導入、断熱・日射遮断性の高い外装の導入など、省エネが進んでいます。

産業部門と同様に、一定規模以上のエネルギーを使用する事業所における温室効果ガスの排出抑制に向け、条例による指導を行っています。

平成 18 年 10 月から、「環境の保全と創造に関する条例」により、延床面積 2,000㎡以上の建築物の新築・改築・増築・大規模修繕等を行う際に、建築物環境性能評価システム(CASBEE)に基づき環境配慮を行うことが義務付けられており、エネルギーの使用の抑制をはじめとした環境配慮が行われています。

また、兵庫県庁自らも大規模な温室効果ガス排出事業者であることから、令和３年３月に策定した環境率先行動計画(ステップ６)により、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

［今後の取組方針］

産業部門と同様に、温室効果ガス排出抑制計画及び同措置結果報告の公表や、条例に基づく指導を行うとともに、事業者が脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践的手法について学ぶことの出来るスクールを開催するなど、温室効果ガスの更なる削減を促進していきます。また、中小規模事業所に対する省エネ設備の更新・改修、再生可能エネルギー設備の設置補助などにより、オフィス・ビルの省エネ及び再生可能エネルギーの導入を支援していきます。

また、環境率先行動計画(ステップ６)で目標に掲げる温室効果ガス排出量削減をさらに推進するため、初期投資なしで太陽光発電が導入できる PPA モデルを活用し、令和５年度は県有の５施設で太陽光発電設備を導入しました。また、導入フローを整理した手引きを作成し、同様の取組を今後実施する他自治体に提示することで太陽光発電設備導入促進を図ります。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	業務部門の温室効果ガス排出量（%）［H25(2013)比］	▲9.3 (H27)	▲37.6 (R3)	▲40.5	○	▲44.6	▲48.6	－

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
2	CASBEE※に基づく届出件数(累計)(件)	2,976 (H29)	4,156	－	○	－	－	－
3	県施設における温室効果ガス削減率※※(%)［H25(2013)比］	▲1.9 (H28)	▲13.1 (R4)	▲16.5	○	▲19.8	▲23.1	令和元年度比 ▲20.5%以上 (令和７年度)

※CASBEE：省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減に加え、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上の側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価する手法。
※※令和３年３月に策定した環境率先行動計画(ステップ６)に基づき、温室効果ガス排出量の目標値を見直し。

(ウ) 事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大【評価：◎】

[現状と課題]

令和４年度末時点で、固定価格買取制度を活用したメガソーラーは 408 箇所(1,144,015kW)で稼動しています。県も、ダム堤体等を活用した企業庁メガソーラープロジェクトを推進しており、平成 27 年度末から 12 施設(29,600kW)が稼動しています。

ダム堤体法面を利用したメガソーラー
(神谷ダム)(姫路市)

また、建物の屋上を活用した太陽光発電事業の課題に対応するため、(公財)ひょうご環境創造協会が事業主体となり、県施設(三木北高校(101kW)、ひょうごこころの医療センター(115kW))で、屋上防水シートを破らない安価で安全な工法の実証事業を行っています。得られた知見やノウハウを公共施設や民間のビル・マンション等への太陽光発電設備の導入促進に向けた相談事業等に活かしています。

[今後の取組方針]

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、興味関心や理解を深めることを目的とした講演やワークショップの開催、地域団体等の取組支援、全県モデルとなり得る地域団体等の取組における発電設備導入費への一部無利子貸付、地域づくりや地域ビジネスなどノウハウを持ったアドバイザーの派遣など企画検討から実施まで、各段階に応じ、幅広く支援していきます。

また、中小事業所が自家消費を拡大するための再生可能エネルギー発電設備の設置に対して補助や低利融資を実施していきます。

今後は、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、持続可能な形でエネルギー・資源・地域経済が域内で循環する「地域循環共生圏」の創出を推進します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	県内の再生可能エネルギーによる発電量(住宅用太陽光発電除く)(億kWh)	31.3 (H29)	65.8	58.1	◎	62.9	67.6	－

ウ 「まち」に関する指標

（ア）環境に配慮した交通の実現【評価：○】

［現状と課題］

渋滞交差点解消プログラム等、環境に配慮したまちづくりが進むとともに、平成 25 年６月に策定した「兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づき、電気自動車の充電インフラが整備されています。

燃料電池自動車の普及に向けては、水素ステーションの整備やFCV、燃料電池バス（FCバス）、燃料電池タクシー（FCVタクシー）に対する補助を行っています。

令和５年４月から、県内２台目の燃料電池バスが営業運行を開始しているとともに、令和６年３月には、三木市内において県内５箇所目の水素ステーションが開所しています。

水素ステーション設置箇所

ネッツテラス三木水素ステーション
（パッケージ型水素供給設備）

［今後の取組方針］

同ビジョンに基づき、自動車用充電インフラの設置を促進するとともに、平成 26 年７月に策定した「兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン」に基づき、燃料電池自動車の普及を図ります。また、水素ステーションの整備やパッケージ型水素供給設備の設置、燃料電池バスの導入に対する補助のほか、令和５年度からは、水素ステーションの整備方策等の検討を行うことで、水素ステーション整備の促進に取り組み、燃料電池モビリティのさらなる導入拡大を推進します。

今後もエコドライブの推進や次世代自動車の導入促進を行い、環境に配慮した交通の実現に努めます。

燃料電池バス（神戸市）

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	運輸部門の温室効果ガス排出量（%）［H25(2013)比］	▲5.9 (H27)	▲20.1 (R3)	▲27.9	○	▲30.7	▲33.5	－
2	新規登録車（乗用車）のうち次世代自動車の割合※（%）【再掲】	36.3 (H28)	51.1 (R4)	42.5	◎	45.0	48	－
3	住んでいる市・町の公共交通は便利だと思う人の割合（%）	56.2 (H29)	56.1	－	○	－	－	－

※次世代自動車の定義を見直し、クリーンディーゼル自動車等も含めた全ての次世代自動車の実績値を記載。

エ 「さと」に関する指標

（ア）CO_2吸収源としての森林の機能強化【評価：○】

［現状と課題］

森林の機能回復を社会全体で進め、森林の持つ機能を高度に発揮するため、人工林の間伐の繰り返し実施や里山林の再生等を行う「新ひょうごの森づくり」（第３期対策：令和４～令和 13 年度）に取り組み、経済林としての再生も進めながら、CO_2吸収源としての機能向上を図っています。

人工林の間伐では、間伐した木材を建築用材やバイオマス発電燃料などに利用する「利用間伐」が順調に進む一方で、奥地等の条件不利地での間伐は遅れています。

このため、間伐が必要な 60 年生以下のスギ・ヒノキ人工林について、間伐実施率 100%に向けた一層の取組を進める必要があります。

［今後の取組方針］

「新ひょうごの森づくり第３期対策」（令和４～令和 13 年度）に基づき、市町と連携しながら公的関与による間伐を推進します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	間伐実施面積※(ha)	128,211 (H29)	149,926	151,900	○	156,200	160,500	186,300ha （令和 13 年度）

※令和４年３月に策定した新ひょうごの森づくり（第３期対策）に基づき、新たな目標値（R4 以降）を記載。

（イ）カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進【評価：◎】

［現状と課題］

広畑バイオマス発電所㈱（姫路市）

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した大規模な木質バイオマス発電所が、赤穂市(㈱日本海水、第１発電所 H27.4 稼働開始、第２発電所 R3.1 稼働開始)、丹波市(パルテックエナジー㈱、H29.12 稼働開始)、相生市（相生バイオマスエナジー㈱、R5.3 稼働開始）、姫路市（広畑バイオマス発電㈱、R5.12 稼働開始）、朝来市（大東バイオエナジー㈱、R6.4 稼働開始）で稼働するなど、木質バイオマスの利活用は増加しています。

利用されずに放置されていた間伐材や林地残材などの未利用木材を発電用燃料として利用することで、森林所有者等に新たな収入が生まれ、長期的視点に立った林業経営の推進につながることから、「伐採、利用、植栽、保育」の林業生産サイクルが円滑に循環し、森林の多面的機能を持続的に発揮させる「資源循環型林業」の構築にもつながると期待されます。

今後は、需要増加が見込まれる木質バイオマス発電用として、未利用木材を安定的に供給する取組を強化する必要があります。

［今後の取組方針］

未利用間伐材等を低コスト、かつ、安定的に供給していくため、林業事業体に対して、燃料用木材の仕分けや乾燥・ストックに必要な山土場整備への支援を行い、あわせて、効率的な集材方法や山土場での乾燥方法、運搬方法等について普及モデルの作成を進め、現地研修会等を通じて指導します。また、燃料用チップ製造設備等の導入を計画している事業体に対し、事業計画の策定等を支援します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	県内のバイオマス発電施設による発電量（億 kWh）	8.0 (H29)	29.6	16.1	◎	18.1	20.1	－

オ　「温暖化からひょうごを守る適応策」に関する指標

（ア）気候変動適応策の推進【評価：◎】

［現状と課題］

平成 29 年３月に策定した「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」に基づき、県民・事業者・県内関係部局等と連携のもと、農作物の品質低下に対する高温耐性品種の導入や適切な栽培手法の普及（農業）、生息数が著しく減少･増加している鳥獣の保護･管理（自然生態系）など、様々な適応策に取り組んできました。

令和３年３月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置づけ）で、本方針を踏まえた３つの方針※を策定しています。

［今後の取組方針］

令和３年４月に設置した兵庫県気候変動適応センターで、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を基本としながら、「適応策」の取組を一体的に推進し、ホームページでの普及啓発や県民フォーラムの開催など、県民等の理解と関心を深め、全県的な気候変動適応の機運を醸成します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	適応策の県民への認知度（%）【再掲】	37.5 (H28)	51.8	47.2	◎	48.6	50	－

《総合評価》

令和４年３月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改定し、令和 12 年（2030）年度の温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 48%削減、また、再生可能エネルギーでの年間発電量を 100 億 kWh と目標を強化しました。太陽光発電設備等の導入や省エネ取組の支援・普及、温室効果ガス排出抑制制度の強化等により、工場・事業場や家庭、地域での脱炭素に向けた取組を促進しており、令和３

※ 方針１「ひょうごの多様性を活かした気候変動適応を推進」、方針２「県民・事業者・団体・行政等が危機感を持ち、ともに気候変動適応に取り組む」、方針３「情報基盤を整備し、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む」

（2021）年度の温室効果ガス排出量は、平成 25(2013)年度比▲19.4%、令和５年度の再生可能エネルギーの導入量は 73.0 億 kWh と、目標に向け着実に進んでいる。さらなる導入促進のため、引き続き取組の強化が必要となります。

目標達成のためには、県民・事業者・団体・行政等の各主体が一体となり、脱炭素化に取り組む必要があります。そのため、今後は、企業の自主的な脱炭素化への取組促進を目的としたスクールの開催や木質バイオマス燃料の供給元と需要先を拡大し、里山林活用活性化を目的としたコンソーシアム構築等を進めるとともに、「ひょうご 1.5℃ライフスタイルコンソーシアム」の取組等により、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を後押します。

また、令和４年９月に三井住友銀行から受けた 3.5 億円の寄付を活用するとともに、令和５年２月に締結した三井住友銀行、神戸大学、地球環境戦略研究機関(IGES)、神戸新聞社及び県の５者による連携協定により、カーボンニュートラルの実現に向けた政策提言や脱炭素経営等の広報・普及啓発、環境教育など、地域の脱炭素化に向けて連携することで、2030 年度の目標達成、2050 年 CO_2 排出量実質ゼロを目指します。

(2)「自然共生」～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

本県における生物多様性の保全・再生の総合的な指針である「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、自然環境を良好に保ち、多様な生物が共存し、豊かな生態系を保つ施策を展開しています。また、シカ等の野生鳥獣の個体数管理、生息地管理及び被害管理といったワイルドライフ・マネジメントを進めるとともに、さまざまな担い手による里地・里山・里海の再生を図っています。

ア 「くらし」に関する指標

（ア）地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進【評価：○】

［現状と課題］

環境学習の拠点施設として六甲山ビジターセンター等を自然公園内に整備しています。六甲山ビジターセンターでは、大都市に隣接する六甲山をフィールドとし、体験型の環境学習機会を提供するプログラム等を実施しています。

また、人と自然の博物館では、館内での演示型セミナーやコレクショナリウムでの体験プログラムの充実、移動博物館車「ゆめはく」の運用による館外での展示やセミナーをより一層充実させています。

ふるさと兵庫こども環境体験事業
（ひょうごエコロコプロジェクト）

［今後の取組方針］

六甲山ビジターセンターでの環境学習プログラムの実施など、自然公園を活用した環境学習の提供を行います。

また、人と自然の博物館では、子ども（特に未就学児）向けの展示・演示プログラムの開発などにより、自然と人との共生について、低年齢層が分かりやすく興味を引く展示・演示を工夫し、より多くの県民の利用に努めます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	県内の自然公園年間利用者数（千人）	36,495 (H24～H28平均)	27,977 (R4)	37,500	△	37,500	37,500	37,500 千人 （令和７年度）
2	自然公園内のビジターセンターの利用者数（人）	137,389 (H25～H29平均)	156,954	165,000	○	165,000	165,000	165,000 人 （令和７年度）
3	県立人と自然の博物館年間利用者数（人）	870,563 (H25～H29平均)	786,447	800,000	○	800,000	800,000	－
4	住んでいる市・町の自然環境が守られていると思う人の割合※(%)	50.5 (H30)	55.2	前年度を上回る (R4:53.4)	◎	前年度を上回る	－	－

※令和２年３月に策定した兵庫県地域創生戦略（2020～2024）に基づき、新たな目標を記載。

イ　「しごと」に関する指標

（ア）公共事業等における環境への配慮【評価：○】

［現状と課題］

公共事業では、「生物多様性配慮指針」に基づき、地域特性を勘案しながら、環境配慮技術や工法を採用するなど、環境への配慮に努めています。

さらに、河川整備では、「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に基づき、河川が持つ多様な生物の生息・生育環境を保全するため、令和５年度は 73.3％で（目標値 80％に対し R5～R13 平均整備率 73.3％）コンクリートを使わない工法又は使用しても環境に配慮した工法を採用し、「自然を活かした川づくり」を行っています。

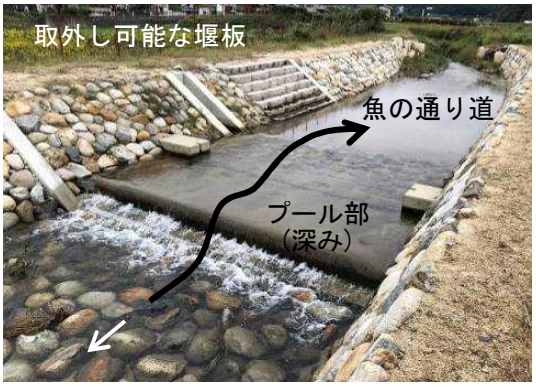

上下流連続性の確保

［今後の取組方針］

引き続き、「生物多様性配慮指針」に基づき、公共工事での環境配慮の一層の推進に努めます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	自然を活かした川づくり・年間整備率（%）	87.2 (H24～H29 平均)	73.3 (R5～R13 平均)	80 (R5～R13 平均)	○	80 (R5～R13 平均)		R5～R13 平均整備率 80%以上

※令和５年度の実績値をもとに目標値に設定。

（イ）環境に配慮した農業の推進【評価：○】

［現状と課題］

地球環境や生物多様性に配慮した「人と環境にやさしい農業」を推進し、安全安心で良質な食料の持続的な生産を進めるため、環境創造型農業を兵庫県農業の基本として位置付け、農業者への環境創造型農業の推進及び消費者等への情報提供と理解の促進を図っています。

令和５年度は農業をとりまく情勢や農産物市場の動向等が大きく変化していることを踏まえ、新たな施策展開への提言を得るため、「有機農業を含む環境創造型農業推進施策検討会」を４回、有機農業者からの意見聴取会を１回開催しました。生産現場、流通・消費現場それぞれの現状課題等を検討し、報告書としてとりまとめました。

意見聴取会の様子

［今後の取組方針］

令和５年度の検討会で出た課題をもとに、令和６年度は「有機農産物等の流通・販売に関する検討会」を設置し、有機農産物等の流通・販売や、消費者の理解醸成を進めるための施策展開を検討します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	環境創造型農業の生産面積※(ha)	20,016 (H29)	20,152	22,000	○	22,400	22,800	22,800ha (令和７年度)
2	有機農業の生産面積※(ha)	986 (H29)	1,161	1,350	○	1,420	1,500	1,500ha (令和７年度)

※平成 31 年３月に策定した兵庫県環境創造型農業(人と環境にやさしい農業)推進計画(第２期)に基づき、環境創造型農業の定義を見直し、環境創造型農業及び有機農業の生産面積の新たな目標値を記載。

(ウ) 多様な担い手による森づくり活動の推進【評価：◎】

[現状と課題]

企業が社会貢献活動の一環として行う森林保全活動をさらに推進するため、受入活動地の情報提供によるマッチングや活動計画の策定指導等を行い、新たな企業等の参画を積極的に促進しています。「企業の森づくり」には、令和５年度末までに 46 社の企業等が参加し、多様な担い手による森づくりが進んでいます。

「企業の森づくり」森開き

[今後の取組方針]

引き続き、森林ボランティア活動の活性化を図るとともに、「企業の森づくり」を進めます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	「企業の森づくり」参加企業数※(社)	36 (H29)	46	46	◎	48	50	62 社 (令和 13 年度)

※令和４年３月に策定した新ひょうごの森づくり(第３期対策)に基づき新たな目標値(R4 以降)を記載。

ウ 「まち」に関する指標

（ア）自然とのふれあいの推進【評価：○】

［現状と課題］

尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎 21 世紀の森構想」を平成 14 年３月に策定し、同構想に基づき、賛同する多くの主体が中心となって森づくり（まちづくり）に取り組んでいます。

「尼崎の森中央緑地」での植樹活動

先導的な整備に取り組んでいる「尼崎の森中央緑地」では、市民や企業等の手による生物多様性を意図した森づくりが進められており、令和５年度末現在で 104,021 本の植樹が行われています。また、都市公園の整備も進み、都市の良好な自然環境の保全とともに、市民の憩いの場として利用されています。

［今後の取組方針］

尼崎 21 世紀の森づくりでは、市民や周辺企業、学校等の参画と協働により、森づくり活動を実施していきます。

	指　標	現況値	R５実績値	R５目標値	評価	目標値		［参考］個別計画の目標（目標年度）
						R６	R７	
1	尼崎の森中央緑地への植栽数※（累計）（本）	86,000（H29）	104,021	104,731	○	112,523	120,086	－
2	県立都市公園の年間利用者数（千人）	11,687（H25～H29平均）	12,332	11,687	◎	11,687	11,687	－

※令和４年度第３回緑化技術検討会にて、新たな目標値を設定。

（イ）外来生物対策の推進【評価：○】

［現状と課題］

特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアによる被害を削減するため、現在、市町を中心とした捕獲及び処分を行っています。近年、捕獲数は増加しつつも、全県での農林業被害額は増加傾向にあり、今後一層の被害対策を進めていく必要があります。

捕獲されたアライグマ

外来生物は、本県固有の生態系を崩し、農業や生活環境に被害を及ぼしていることから、より一層の捕獲が必要です。

動物や昆虫だけでなく植物も含め、在来種に影響を及ぼす外来生物の拡散を早期に食い

止めるため、兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)を作成し、駆除の必要性を啓発するとともに、対策に関する情報発信を行っています。

［今後の取組方針］

外来生物法改正（R5.4.1 施行）により、定着済特定外来生物については県が防除を行うとされたことから、これらに対応するための総合的な対策を講じます。

アライグマやヌートリアについては、外来生物法に基づき、市町による防除実施計画の策定を推進することにより、有害鳥獣捕獲許可を不要とした計画的で迅速な捕獲活動を引き続き進めていきます。

また、ナガエツルノゲイトウや、近年、新たに侵入が確認されたクビアカツヤカミキリやアルゼンチンアリについては、国や市町、専門家などの関係機関と連携し、早期防除に取り組みます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	アライグマ・ヌートリアによる農業被害額(千円)	69,951 (H29)	63,765	58,500	○	56,600	54,687	54,687 千円 （令和７年度）
2	アライグマ・ヌートリア捕獲頭数※(頭)	5,685 (H29)	9,491	8,000	◎	9,000	9,000	9,000 頭 （令和６年度～）
3	外来種を監視・駆除する「見守り隊」の登録数(団体)	9 (H29)	14	14	◎	15	16	－

※アライグマ・ヌートリアの捕獲強化に伴い、新たな目標値を設定。

エ　「さと」に関する指標

（ア）生物多様性の保全【評価：○】

［現状と課題］

生物多様性ひょうご戦略について、行動計画の進捗状況や県内の生物多様性の状況変化などを踏まえ、平成 30 年度に改定しました。

コウノトリの野生復帰では、豊岡市を中心に養父市、朝来市でもコウノトリの生態や環境に対する理解が深まり、野外個体数が着実に増えるなど、豊かな自然の再生に向けた取組が進んでいます。

引き続き、NPO 等や企業との連携をマッチングするなど活動の発展を支援し、県民に生物多様性への理解や連携・協働の重要性を浸透させていくとともに、県民の生物多様性への協働を促進するため、更なる普及啓発と兵庫の取組に関する情報発信を行う必要があります。

［今後の取組方針］

行政だけでなく、活動団体、企業、研究機関等、各主体による生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進しながら、生物多様性ひょうご戦略に掲げる行動計画を着実に推進します。活動団体に対しては、学習・情報交換の場の提供や活動に関する指導・助言体制の充実などを図ります。

また、上山高原等で絶滅危惧種イヌワシを頂点とする生態ピラミッドの保全を行い、県内で２ペアのみのイヌワシを保護・増殖するための環境づくりを進めます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	生物多様性アドバイザー登録人数（人）	37 （H29）	34	49	△	51	53	53 人 （令和７年度）
2	生物多様性地域戦略策定数（件）	52 （H29）	52	65	○	68	71	71 件 （令和７年度）
3	コウノトリ野外個体数※（羽）	118 （H29）	364	－	○	－	－	－

※繁殖期を迎える３歳以上の個体（成熟個体）を集計していたが、それ以外でも繁殖する例もあるため、指標の定義を見直し、野外個体数として実績値を記載。

（イ）野生鳥獣の適切な保護管理【評価：○】

［現状と課題］

令和４年度は 43,073 頭のシカ、15,872 頭のイノシシを捕獲しています。また、シカ・イノシシによる農林業被害は減少傾向にあるものの、生息数や被害額が増加している地域は依然としてあり、今後一層、野生動物による被害対策を進めていく必要があります。

［今後の取組方針］

平成 30 年度に設定したシカ捕獲目標４万６千頭の継続した達成を目指し、捕獲を進めていくとともに、捕獲個体の有効活用を図るため、シカ肉・皮等の需要拡大を図っていきます。また、都市部で生活被害が発生しているイノシシについても、捕獲目標２万５千頭の達成を目指し、捕獲を進めていくとともに、防護柵の整備による被害対策を進めていきます。

また、被害対策の要である集落において、集落自らの侵入防止柵の設置・点検・管理等にあわせ、農家の狩猟免許取得や集落・農家主導型の有害捕獲活動を推進する鳥獣被害集落自立サポート事業を展開していきます。

シカ・イノシシ以外にも、ツキノワグマについては、集落への出没や人身事故等を未然に防ぐため、集落周辺部での有害捕獲の強化や、追い払い活動、放任果樹等の誘引物除去などの環境整備等により、推定生息数に応じた個体数管理を進めています。

カワウは、アユの食害等の水産業被害が大きいことから、県ではカワウ管理計画を策定し、被害軽減に向けて、市町、内水面漁協等の関係機関とも連携して、被害地での追い払いや、ねぐら・コロニーでの銃器駆除等の取組を進めています。

サルは、被害軽減と地域個体群の存続を両立させるため、群れの規模に応じた加害個体の有害捕獲など、個体数管理を実施しています。

これらの対策により、引き続き野生動物による農林業被害の軽減を図るとともに、新たな狩猟者の確保・育成、技能向上、捕獲技術の開発等に取り組んでいきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	シカによる農林業被害額(千円)	175,737 (H29)	157,167 (R4)	157,663	◎	154,650	151,637	―
2	シカ目撃効率※ (全県)	1.41 (H28)	1.47 (R4)	1.23	△	1.14	1.06	1.00 (令和８年度)
3	シカ捕獲頭数(頭)	37,676 (H29)	43,073 (R4)	46,000	○	46,000	46,000	46,000 頭 (平成 30 年度～)
4	シカ処理頭数(頭)	4,755 (H29)	12,615 (R4)	10,000	◎	10,000	10,000	10,000 頭 (令和４年度)
5	イノシシによる農業被害額(千円)	182,548 (H29)	155,496 (R4)	146,584	○	140,590	134,596	―
6	イノシシ捕獲頭数(頭)	16,429 (H29)	15,872 (R4)	25,000	△	25,000	25,000	25,000 頭 (令和２年度～)
7	野生動物共生林整備面積※※(ha)	3,374 (H29)	5,680	5,771	○	6,132	6,493	6,853ha (令和８年度)
8	バッファーゾーン整備面積※※(ha)	1,811 (H29)	3,911	3,895	◎	4,225	4,555	4,885ha (令和８年度)
9	鳥獣被害防護柵延長(累計)(km)	8,852 (H29)	11,001 (R4)	11,000	◎	11,500	12,000	―
10	新規狩猟免許取得者数(延べ人)	680 (H29)	662	600	◎	600	600	―

※これまで本州と淡路を分けて集計していたが、令和４年４月に策定した第３期ニホンジカ管理計画に基づき指標を見直し、全県における値を記載。
※※令和３年３月に策定した災害に強い森づくり(第４期対策)に基づき、新たな目標値を記載。

(ウ) 里地・里山や人工林等の適切な管理【評価：○】

［現状と課題］

地域の森林整備の担い手として、森林ボランティア１万人の維持を図るとともに、次代のリーダーを養成する講座を開催し、森林ボランティア活動の一層の活性化を図っています。

また、農村ボランティアの活動を活発化するため、大学生などの新規参入を促進することが課題となっています。

森林ボランティア講座風景

［今後の取組方針］

引き続き、森林ボランティアリーダーの養成を始めとしたボランティア活動の活性化を図るとともに、シルバーカレッジでの出前講座等シニア世代への啓発活動に加え、大学生などに対しては、県のホームページ等を活用して積極的な情報発信を行っていきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	間伐実施面積※(ha)【再掲】	128,211 (H29)	149,926	151,900	○	156,200	160,500	186,300ha （令和 13 年度）
2	森林ボランティア数※（人）	13,056 (H29)	10,812	10,000	◎	10,000	10,000	10,000 人 （令和 13 年度）
3	「企業の森づくり」参加企業数※(社)【再掲】	36 (H29)	46	46	◎	48	50	62 社 （令和 13 年度）
4	ため池整備により安全が確保された地区数(箇所) ※※	1,771 (H29)	1,996	2,110	○	2,154	2,198	2,348 箇所 （令和 12 年度）
5	ため池等の保全活動に参加した人数（人）	12,652 (H29)	9,090	18,000	△	19,000	20,000	－

※令和４年３月に策定した新ひょうごの森づくり(第３期対策)に基づき、新たな目標値を記載
※※令和５年 12 月に改定したため池防災工事等推進計画に基づき、新たな目標値を記載

（エ）瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組【評価：○】

［現状と課題］

厳しい排水規制などで瀬戸内海の水質は改善しましたが、養殖ノリの色落ち被害や漁船漁業の漁獲量減少などの課題が生じ、その要因の一つに栄養塩類の濃度低下が指摘されています。令和元年 10 月に条例を改正し、「望ましい栄養塩類の濃度」を全国で初めて定めるとともに、瀬戸内海環境保全特別措置法（令和３年６月改正）に基づいて計画的な栄養塩類供給を行うため、瀬戸内海の関係府県に先駆け、令和４年 10 月に「兵庫県栄養塩類管理計画」を策定しました。また、漁業者等が行う海底耕うん、ため池のかいぼり等の取組や地域団体等による藻場・干潟等の保全・再生・創出などの取組を支援するほか、適地で河川土砂を用いた浅場の造成や投石等を行い、藻場造成を中心とする増殖場の整備を進めています。

［今後の取組方針］

引き続き、漁業者等による海底耕うん、ため池のかいぼり等の取組や地域団体等による藻場再生等を支援するとともに、増殖場の整備を進めます。

また、「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づく対象海域（大阪湾西部、播磨灘）での水質目標値の達成に向けて、工場や下水処理場からの計画的かつ順応的な栄養塩類供給を進めるほか、新たに栄養塩類増加措置に取り組む工場等の選定や栄養塩類供給方策の調査・研究等に取り組みます。

さらに、「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けて、地域団体、関係団体、事業者、行政等の幅広い主体による様々な取組を推進していくため、令和５年７月に設置した「ひょうご豊かな海づくり県民会議」にて、公民連携による県民総参加の運動を展開するとともに、令和６年１月に大阪府と連携して設立した MOBA（大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス）にて、大阪湾奥部での藻場創出や湾西部・南部での藻場保全・再生の加速化を目指します。さらに、令和５年 11 月に改定した「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」に基づき、ブルーカーボン増加に向けた藻場づくり、ひょうごフィールドパビリオンを活用したエコツーリズムの推進、海洋プラスチックごみや気候変動など新たに顕在化している課題への対応などに取り組みます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	漁船漁業生産量 (千ｔ)	56 (H28)	42 (R4)	58	△	58	58	－
2	海面養殖生産量 (千ｔ)	70 (H28)	63 (R4)	69	○	69	70	－
3	増殖場整備箇所数 (累計)(箇所)	41 (H29)	50	50	◎	52	54	－

(オ) 自然とのふれあいの推進【評価：△】

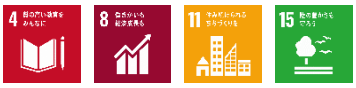

［現状と課題］

自然公園内に、自然とのふれあいを推進するための拠点施設として六甲山ビジターセンターなどの施設を整備しています。六甲山ビジターセンターでは、ボランティアガイド「山の案内人」を組織し、案内人によるセンター周辺の自然観察会を実施する等、自然とのふれあいを推進しています。また、平成 30 年５月には六甲地域の賑わい創出の拠点となるようリニューアルし、併せて通年開館としました。

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、利用者数が減少していましたが、徐々に感染症拡大前の水準に戻りつつあります。

［今後の取組方針］

４面サラウンド映像で自然を体験できる「自然体験シアター」を用いた六甲山の魅力発信や山上事業者と連携したイベントを開催します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	県内の自然公園年間利用者数(千人)【再掲】	36,495 (H24～H28 平均)	27,977 (R4)	37,500	△	37,500	37,500	－
2	自然公園内のビジターセンターの利用者数(人)【再掲】	137,389 (H25～H29 平均)	156,954	165,000	○	165,000	165,000	－

(カ) 県民への普及啓発【評価：○】

［現状と課題］

自然保護指導員や環境 NPO などの活動を通して、自然地の適切な利用と保全の充実を図りながら、自然とのふれあいを進めています。県立人と自然の博物館の利用者数は、令和５年度は約 79 万人で、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻りつつあります。

また、各地域の森林ボランティア団体と連携し、毎年 10 月最終日曜日の「ひょうご森の日」を中心とする 10～11 月に、県民が森に親しみ、森づくり活動を実践する機会を提供するほか、全県的な普及啓発の場として「ひょうご里山フェスタ」を開催しています。

［今後の取組方針］

県民が里山林への理解を深めるとともに里山を守り育てる意識醸成の場として位置づけ、新たな担い手として期待される若年層が里山林整備体験等を通じて里山に対する興味を持つき

っかけとなるよう、若者の視点やアイデアを取り入れて「ひょうご里山フェスタ」を開催します。また、引き続き環境体験型施設の利用を促進するとともに、森林体験学習を推進します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	県立人と自然の博物館年間利用者数（人）【再掲】	870,563 (H25～H29 平均)	786,447	800,000	○	800,000	800,000	－

《総合評価》

豊かな自然環境を守り育てるため、里地・里山・里海の回復に向けた取組が重点的に行われています。「新ひょうごの森づくり」では、森づくりの担い手を育てる取組が活発に行われ、県民総参加の森づくりが進んでいます。

里地の対策として、人と自然との共生に取り組んでいます。農林業被害をもたらすシカの年間捕獲目標を平成22年度から年間３万頭、平成30年度からは４万６千頭として取り組み、年度毎での増減はあるものの被害は減少傾向を示しています。今後は、捕獲圧の弱い地域や生息域の拡大している地域での被害管理や捕獲強化とともに、シカの有効活用に向けたシカ肉処理加工施設の整備や活用できない捕獲個体の適正処理の推進に取り組んでいく必要があります。また、イノシシによる農業被害は減少傾向にあるものの、都市部での人的被害も深刻になるなど、被害対策を強化する必要があります。

さらに、クマの出没件数の増加や、カワウによるアユ食害など、新たな課題に対して被害対策を講ずる必要があります。

「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けては、漁業者等が行う海底耕うん、ため池のかいぼり等の取組や地域団体等による藻場再生などの取組を支援するほか、増殖場の整備を行っています。

今後は、令和５年７月に設置した「ひょうご豊かな海づくり県民会議」にて、公民連携による県民総参加の運動を展開するとともに、令和４年10月に策定した「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づく計画的な栄養塩類供給、「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」に基づくブルーカーボンや海洋プラスチック、気候変動対策などに取り組みます。

(3)「資源循環」～ものを大切にし、天然資源の使用をできる限り少なくする～

廃棄物を貴重な資源と捉え、天然資源の消費の少ない生活や経済活動への転換を図ることにより、できる限り廃棄物の発生を抑制し、廃棄物となったものは、その特性に応じて、再使用、再生利用、熱回収するなど徹底して３Ｒを促進し、最終処分の少ない社会システムの構築に向けて施策を展開しています。また、地域で発生したバイオマスが地産地消される地域循環共生圏の構築を目指しています。

ア 「くらし」に関する指標

（ア） リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進［一般廃棄物］【評価：○】

［現状と課題］

令和４年度の一般廃棄物排出量は 1,743 千ｔで、着実に減少しています。

一般廃棄物には、家庭生活から生じる家庭系一般廃棄物と事業活動から生じる（産業廃棄物以外の）事業系一般廃棄物がありますが、家庭系を減らす取組の一つとして、家庭の未利用食品をスーパー等を通じて福祉団体等に寄付する活動「フードドライブ」を、関係団体、スーパー、市町、県等で組織する「ひょうごフードドライブ推進ネットワーク」が中心になって、「ひょうごフードドライブ」として全県展開を図っており、令和５年度末時点で、24 市町の 164 店舗で運動を実施しています。

資源循環推進計画の目標達成に向けては、家庭系だけでなく事業系の削減にも、引き続き取り組んでいく必要があります。

［今後の取組方針］

レジ袋有料化後の動向を踏まえ、ワンウェイプラスチックをはじめとするプラスチックごみ削減の更なる取組を推進するとともに、集団回収の促進、事業所における紙ごみのリサイクルの推進、「ひょうごフードドライブ」の全県展開など食品ロスの削減等により、令和６年１月に策定した資源循環推進計画の中間目標（R7 年度 排出量 1,706 千ｔ）達成に向け、ごみ減量化を促進していきます。

	指　標	現況値	Ｒ５ 実績値	Ｒ５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						Ｒ６	Ｒ７	
1	一般廃棄物排出量※（千ｔ）	1,815 (R2)	1,743 (R4)	1,742	○	1,724	1,706	1,617 千ｔ （令和 12 年度）
2	一般廃棄物再生利用率※（%）	15.5 (R2)	15 (R4)	18	○	19	19	21% （令和 12 年度）

※令和６年１月に策定した資源循環推進計画に基づき、新たな目標値を記載。

イ　「しごと」に関する指標

（ア）リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進［産業廃棄物］【評価：△】

［現状と課題］

令和４年度の産業廃棄物排出量は 23,410 千ｔで、新型コロナウイルス感染症による事業活動落ち込みからの回復もあり若干増加していることから、引き続き産業廃棄物の発生抑制に向けた取組を進める必要があります。

［今後の取組方針］

産業廃棄物排出量は、令和６年１月に策定した資源循環推進計画の中間目標（R7 年度 排出量 21,470 千ｔ）達成に向け、産業廃棄物多量排出事業者の排出抑制対策をはじめ、汚泥や建設廃棄物の更なる再生利用の促進や、その他の廃棄物についても引き続き、分別・再生利用の徹底に取り組みます。

	指　標	現況値	Ｒ５ 実績値	Ｒ５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						Ｒ６	Ｒ７	
1	産業廃棄物排出量※（千ｔ）	21,209 (R2)	23,410 (R4)	21,460	△	21,465	21,470	21,495 千ｔ （令和 12 年度）
2	産業廃棄物再生利用率（汚泥除く）※（%）	82 (R2)	86 (R4)	82	◎	82	82	83% （令和 12 年度）
3	１人１日あたりの事業系ごみ排出量※（g/人日）	274 (R2)	278 (R4)	267	△	264	260	242/人日 （令和 12 年度）

※令和６年１月に策定した資源循環推進計画に基づき、新たな目標値を記載。

（イ）廃棄物の適正処理の推進【評価：○】

［現状と課題］

電子マニフェスト※は処理状況の即時把握に優れ、その普及により不適正処理の原因者究明の迅速化と事務の効率化が図られます。IT 化の進展も加わり、着実に電子マニフェストの利用が増加しています。

また、平成 30 年６月に海岸漂着物処理推進法が改正され、新たに漂流ごみや海底ごみ、マイクロプラスチック等の発生源対策について規定されたことなどから、令和２年３月に改定した海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町・海岸管理者・漁業者等と連携して、海岸漂着物等の対策を進めています。

［今後の取組方針］

手続きの簡素化などの利点を周知しつつ、排出事業者・処理業者の全てに電子マニフェストの普及を進めるとともに、優良事業者の増加に向け産廃処理業者認定制度の更なる活用を図っていきます。

また、改定した地域計画に基づき、海岸漂着物・漂流ごみ等対策として、①上流から下流における流域圏での発生源対策の徹底、②漂着だけでなく漂流・海底ごみを含めた回収・処理、③プラスチックごみ対策の強化等、プラスチックごみを含む海ごみの着実な回収・処理と排出

※排出事業者が委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握・管理する産業廃棄物管理票（マニフェスト）を電子化したもの

抑制・リサイクルを推進します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	電子マニフェスト加入者数（事業者）	7,039 (H29)	8,474	10,000	○	10,500	11,000	－

（ウ）廃棄物系バイオマスの利活用の促進【評価：○】

［現状と課題］

県内企業が大手小売業者等と連携し、食品残渣→堆肥化→野菜栽培→販売という食品リサイクル・ループを実現しており、バイオマス eco モデルとして登録されています。

［今後の取組方針］

飼料化や堆肥化による地域での資源循環モデルを推進するとともに、メタン発酵による発電など、地産エネルギーとして有効活用を促進します。

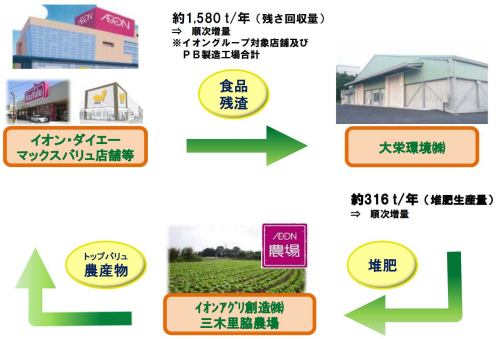

食品リサイクル・ループの構築例

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	ひょうごバイオマス eco モデル登録数（件）	65 (H29)	67	75	○	78	80	80 件 （令和７年度）
2	バイオマス利活用率（%）	90 (H29)	91 (R4)	90	◎	91	91	91% （令和７年度）

ウ　「まち」に関する指標

（ア）質の高いリサイクル（再生利用）の推進【評価：○】

［現状と課題］

令和４年度の容器包装廃棄物分別収集率は 47.9%でしたが、平成 28 年度から 10 品目の分別収集に取り組んでいる市町の割合が 100%となっており、着実に取組が進んでいます。

一般廃棄物の再生利用率は近年 15%程度で横ばいとなっており、再生利用の促進が必要となっています。

一方、令和４年度の産業廃棄物の再生利用率（汚泥除く）は 86%、最終処分量は 532 千ｔで資源循環推進計画の中間目標（R7 年度 再生利用率（汚泥除く）82%、最終処分量 538 千ｔ）達成に向けて、継続した再生利用の促進が必要となっています。

［今後の取組方針］

令和元年５月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されたことを踏まえ、令和２年度から、３Ｒの取組徹底を基本としつつ、ワンウェイプラスチックの削減や代替素材への転換など、新たな資源循環の取組を強化し、海ごみ対策も含めた「プラスチックごみゼロアクション」を展開

しています。令和４年度からは、「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」を展開しており、観光やスポーツ等、異分野の業種や市町、リサイクラーと連携し、プラスチック資源循環促進方策の具現化に引き続き取り組んでいきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	一般廃棄物再生利用率※(%)【再掲】	15.5 (R2)	15 (R4)	18	○	19	19	21% (令和 12 年度)
2	産業廃棄物再生利用率(汚泥除く)※(%)【再掲】	82 (R2)	86 (R4)	82	◎	82	82	83% (令和 12 年度)
3	容器包装廃棄物分別収集率※※(%)	39.7 (R2)	47.9 (R4)	42.0	◎	42.1	42.3	42.4% (令和９年度)
	プラスチック製容器包装分別収集率※※(%)	31.0 (R2)	34.6 (R4)	31.3	◎	31.4	31.5	31.6% (令和９年度)
4	容器包装リサイクル法対象10品目の分別収集に取り組んでいる市町の割合(%)	100 (R2)	100 (R4)	100	◎	100	100	100% (令和９年度)

※令和６年１月に策定した資源循環推進計画に基づき、新たな目標値を記載。
※※令和５年１月に策定した兵庫県分別収集促進計画(第 10 期)に基づき、容器包装廃棄物分別収集率及びプラスチック製容器包装分別収集率の新たな目標値を記載。

(イ) 廃棄物の適正処理体制の整備【評価：◎】

[現状と課題]

廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物処理業者認定制度(H23.4 運用開始)は、排出事業者に優良な処理業者を選択しやすくし、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ることを目的としており、制度開始以降、認定業者数は順調に増加しています。

今後さらに、優良処理業者を育成・認定していく必要があります。

[今後の取組方針]

廃棄物関連の研修会や県の窓口への申請時など、あらゆる機会をとらえて制度の周知徹底を図り、優良な処理業者の育成に努めていきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	産業廃棄物の優良認定処理業者数(事業者)	274 (H29)	411	310	◎	315	320	－

（ウ）循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進【評価：◎】

［現状と課題］

令和４年度に高砂市広域ごみ処理施設のごみ発電施設(12,000kW)が稼働を開始する等、市町等の廃棄物焼却炉更新時に高効率ごみ発電の導入が進んでいます。令和４年度までに県内で導入された発電施設の能力は 120,124kW で、順調な進捗を見せています。

［今後の取組方針］

引き続き、市町等での施設整備に合わせて最大限に導入を促していきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	市町のごみ発電能力(kW)【再掲】	113,074 (H29)	120,124 (R4)	118,124	◎	118,124	118,124	－

エ　「さと」に関する指標

（ア）不法投棄対策の推進【評価：△】

［現状と課題］

令和５年度の大規模な不法投棄事案は１件で、投棄量は 2,771t でした。

県警察と連携して不適正処理事案にあたる監視班の整備や、不法投棄監視員を設置して不法投棄の未然防止及び早期対応を図っています。

不法投棄事案に対しては、早期発見及び早期対応を中心に、排出事業者と処理業者を対象として多角的に対策を進めていく必要があります。

不法投棄監視カメラ(北播磨県民局)

［今後の取組方針］

引き続き、現状の監視体制で早期発見及び早期対応を進めていきます。また、不法投棄を生じさせないためには、適切な事業環境が保たれていることが必要であり、許認可手続きを厳正に進めるとともに、事業者に対して適宜必要な指導を図っていきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	産業廃棄物の大規模不法投棄事案の件数(件)	2 (H29)	1	0	△	0	0	－
2	電子マニフェスト加入者数(事業者)【再掲】	7,039 (H29)	8,474	10,000	○	10,500	11,000	－

（イ）未利用木質系バイオマスの利活用の促進【評価：○】

［現状と課題］

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した大規模な木質バイオマス発電所が、赤穂市(㈱日本海水、第１発電所 H27.4 稼働開始、第２発電所 R3.1 稼働開始)、丹波市(パルテックエナジー㈱、H29.12 稼働開始)、姫路市（広畑バイオマス発電㈱、R5.12 稼働開始）、朝来市（大東バイオエナジー㈱、R6.4 稼働開始）で稼働し、木質バイオマスの利活用は増加しています。

利用されずに放置されていた間伐材や林地残材などの未利用木材を発電用燃料として利用することで、森林所有者等に新たな収入が生まれ、長期的視点に立った林業経営の推進につながることから、「伐採、利用、植栽、保育」の林業生産サイクルが円滑に循環し、森林の多面的機能を持続的に発揮させる「資源循環型林業」の構築にもつながると期待されます。

今後は、需要増加が見込まれる木質バイオマス発電用として、未利用木材を安定的に供給する取組を強化する必要があります。

［今後の取組方針］

未利用間伐材等を低コスト、かつ、安定的に供給していくため、林業事業体に対して、燃料用木材の仕分けや乾燥・ストックに必要な山土場整備への支援を行い、あわせて、効率的な集材方法や山土場での乾燥方法、運搬方法等について普及モデルの作成を進め、現地研修会等を通じて指導します。また、燃料用チップ製造設備等の導入を計画している事業体に対し、事業計画の策定等を支援します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	ひょうごバイオマス eco モデル登録数(件)【再掲】	65 (H29)	67	75	○	78	80	80 件 （令和７年度）
2	バイオマスの利活用率(%)【再掲】	90 (H29)	91 (R4)	90	◎	91	91	91% （令和７年度）

《総合評価》

一般廃棄物は、１人１日あたりの排出量は減少傾向ですが、一層の削減取組が必要です。最終処分量は順調に減少していますが、再生利用率は令和４年度で 15%と全国平均(16%)をやや下回っており、今後、リサイクルを一層推進する必要があります。

産業廃棄物の排出量、最終処分量、再生利用率(汚泥除く)は減少傾向ですが、ひょうごエコタウン推進会議等による新たな再生利用技術の開発や多量排出事業者対策を含めた発生抑制に向けた取組を一層推進するとともに、引き続き再生利用等に向けた取組を継続して行う必要があります。

なお、令和６年１月に兵庫県資源循環推進計画を策定し、令和 12 年度を目標年度(令和７年度を中間目標年度)とした目標を設定しました。今後、この目標達成に向けて、市町等と連携しながら様々な取組を推進していきます。

バイオマスの利活用では、「ひょうごバイオマス eco モデル」として先進的な事例が増えています。引き続き、地域特性に合ったバイオマスの利活用を進める必要があります。

平成 30 年の海岸漂着物処理推進法改正を受け、令和２年３月に海岸漂着物等の対策推進地域計画を改定し、流域圏での発生源対策の徹底、漂流・海底ごみを含めた回収・処理、プラスチックごみ対策の強化等を盛り込み、プラスチックごみを含む海ごみの着実な回収・処理と排出抑制・リサイクルを推進します。

さらに、プラスチックごみゼロアクションに加えて、令和４年４月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行とあわせ、再生可能資源への代替（リニューアブル）の観点も加えた新たな資源循環の取組を促進していきます。また、「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」を令和４年度より展開しており、観光やスポーツ等、異分野の業種や市町、リサイクラーと連携し、プラスチック資源循環促進方策の具現化に取り組んでいきます。

(4)「安全・快適」～水や空気のきれいな安全・快適空間をつくる～

本県は、瀬戸内海臨海部に工場等が数多く立地していることから、身近な生活環境を保全するため、工場等から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視を継続して実施しています。また、工場・事業場で使用される化学物質等のリスクについて調査・研究を進め、人の健康や環境への影響を未然に防ぐ予防原則に立った対策を推進しています。

ア 「くらし」に関する指標

（ア）県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進【評価：○】

［現状と課題］

令和５年度は、86 事業所・団体の協賛、協力をいただき、クリーンアップひょうごキャンペーン期間中、県民約 52 万人が参加し、ごみ等を約 4,794ｔ回収しました。

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、参加者数が減少していましたが、徐々に感染症拡大前の水準に戻りつつあります。

クリーンアップひょうごキャンペーン活動風景

［今後の取組方針］

美しいまちづくりには、県民一人ひとりの環境意識の向上が第一であるため、ごみ拾い SNS「ピリカ」の活用を推進する等、今後も引き続き啓発・美化活動を行い、環境問題全体への関心を高め、美しいまちづくりや循環型社会づくりにつなげていきます。

	指　標	現況値	R５実績値	R５目標値	評価	目標値		［参考］個別計画の目標（目標年度）
						R６	R７	
1	クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数（万人）	57（H29）	52	57	○	57	57	－

イ 「しごと」に関する指標

（ア）公害防止体制の適切な運用【評価：△】

［現状と課題］

工場等での公害発生の防止を図るため、一定規模以上の工場では、公害防止組織法に基づき、公害防止のための管理体制が整備されています。

また、環境マネジメントシステムによる環境管理も定着しています。環境省が推奨する「エコアクション 21」は、中小事業者でも取り組むことのできる認証制度として、県内では、令和５年度で 492 事業者が取得しています。

［今後の取組方針］

法令による環境配慮の義務が課せられない比較的中小規模の事業者に対して、環境配慮の取組を促進するため、エコアクション 21 の取得を推奨します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	エコアクション21 認証取得事業者数 (事業者)	501 (H29)	492	654	△	675	696	―

(イ) 有害化学物質対策等の推進【評価：◎】

[現状と課題]

PCB 廃棄物は、「兵庫県 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、確実かつ適正な処理を推進しています。県内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物のうち、トランスやコンデンサ、PCB 油等については中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)大阪事業所で、安定器等・汚染物については JESCO 北九州事業所で、無害化処理を行っていましたが、令和６年３月末に処理が終了しました。また、低濃度 PCB 廃棄物は、全国 31 箇所(うち県内２箇所)(令和５年 11 月時点)の民間事業者による無害化施設が稼働しており、適正処理が進んでいます。

[今後の取組方針]

低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は令和９年３月 31 日と定められており、引き続き、関係機関と協力して、期限内に PCB 廃棄物が処理されるよう保管事業者への指導等を行っていきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
	高濃度 PCB 廃棄物の処理状況							
1	トランス類(%)	84.0 (H29)	100	100	◎	100	100	―
2	コンデンサ類(%)	97.3 (H29)	100	100	◎	100	100	―
3	PCB 油類(%)	78.5 (H29)	100	100	◎	100	100	―
4	安定器等(%)	13.3 (H29)	100	100	◎	100	100	―

ウ 「まち」に関する指標

(ア) 大気環境の保全【評価：○】

[現状と課題]

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局ともに、二酸化硫黄(SO_2)、二酸化窒素(NO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)と有害物質の環境基準は、全地点で達成しています。

PM2.5 の注意喚起情報は、平成 25 年３月に実施体制を整備し、これまでに３回(H26.2.26、H26.5.30、H26.6.1)注意喚起を行いました。

光化学オキシダントは、令和５年度は一般環境大気測定局 51 局で測定を行い、全局で環境基準非達成でした。また、全局の昼間の日最高１時間値の平均値は 0.046ppm でした。光化学スモッグ注意報の発令日数は１日で、光化学スモッグによる被害届はありませんでした。

［今後の取組方針］

PM2.5 は、全局で環境基準を達成しましたが、引き続き、PM2.5 の監視を行い、適切に情報発信していくとともに、効果的な PM2.5 対策を検討するため、PM2.5 の成分分析による発生源の解析などの研究を行います。

光化学オキシダントは、環境省から平成 28 年２月に示された光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標の活用を検討するとともに、引き続き監視を行います。

	指　標	現況値	Ｒ５ 実績値	Ｒ５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						Ｒ６	Ｒ７	
	一般環境大気測定局における環境基準達成状況【再掲】							
1	二酸化硫黄（SO_2）（%）	100 （H29）	100	100	◎	100	100	100% （毎年度）
2	二酸化窒素（NO_2）（%）	100 （H29）	100	100	◎	100	100	100% （毎年度）
3	浮遊粒子状物質（SPM）（%）	100 （H29）	100	100	◎	100	100	100% （毎年度）
4	光化学オキシダント（Ox）（%）	0 （H29）	0	100	△	100	100	100% （毎年度）
5	微小粒子状物質（PM2.5）（%）	90.0 （H29）	100	100	◎	100	100	100% （毎年度）
	自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況【再掲】							
6	二酸化窒素（NO_2）（%）	100 （H29）	100	100	◎	100	100	100% （毎年度）
7	浮遊粒子状物質（SPM）（%）	100 （H29）	100	100	◎	100	100	100% （毎年度）
8	微小粒子状物質（PM2.5）（%）	86.4 （H29）	100	100	◎	100	100	100% （毎年度）
9	大気環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況（%）	100 （H29）	100	100	◎	100	100	100% （毎年度）
10	有害物質に係る環境基準達成状況（%）	100 （H29）	100	100	◎	100	100	100% （毎年度）

（イ）公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止【評価：○】

［現状と課題］

令和５年度の健康項目の環境基準は、河川 225 地点中 212 地点で達成、海域(77 地点)は全地点で達成しています。全窒素・全りんの環境基準は、海域の９水域全てで達成しています。水質目標値(下限値)は、全窒素は９水域中３水域、全りんが８水域で達成しています。

地下水(95 地点)は、93 地点で環境基準を達成しています。

水質調査(河川)の状況

［今後の取組方針］

引き続き、排水基準等の遵守状況の確認、環境基準達成に向けた各種施策を実施していくとともに、豊かで美しい「里海」として瀬戸内海を再生させるため、栄養塩類の円滑な循環・管理を目指した効率的、効果的な施策等を実施していきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	河川における生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成状況(%)【再掲】	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100% (毎年度)
2	海域における化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成状況(%)【再掲】	81 (H29)	77	100	△	100	100	100% (毎年度)
3	湖沼における化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成状況(%)【再掲】	0 (H29)	0	100	△	100	100	100% (毎年度)
4	公共用水域における健康項目の環境基準達成状況(%)	96 (H29)	96	100	○	100	100	100% (毎年度)
5	公共用水域における全窒素・全りんの環境基準達成状況(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100% (毎年度)
6	水質環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100% (毎年度)
7	底質環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100% (毎年度)

（ウ）身近な生活環境の保全【評価：○】

［現状と課題］

主要な道路沿道での自動車騒音の環境基準達成状況は、近年 85%前後で推移しています。

また、新幹線鉄道沿線では、令和５年度の調査の結果、近接軌道中心から 25mの地点において、７地点中４地点で環境基準を達成しています。

大阪国際空港周辺の令和５年度の騒音調査では、11 測定局中９局で環境基準を達成しています。

［今後の取組方針］

引き続き、主要な道路沿道等での騒音測定を実施し、騒音の状況を監視していきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		［参考］ 個別計画の目標 （目標年度）
						R６	R７	
1	自動車騒音測定地点における全時間帯（昼・夜）での環境基準達成状況（%）	80 （H29）	80 （R4）	100	○	100	100	100% （毎年度）

エ　「さと」に関する指標

（ア）災害に強い森づくり等豪雨対策の推進【評価：◎】

［現状と課題］

緊急防災林整備（斜面対策）

平成 16 年の台風災害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、県民緑税（平成 18 年度導入）を活用した「災害に強い森づくり」を実施しています。スギ・ヒノキ人工林を対象に伐倒木を利用した土留工の設置と、流木被害等の軽減を図るため災害緩衝林整備を行う「緊急防災林整備」、集落裏山での森林整備（危険木伐採等）と簡易防災施設の整備を行う「里山防災林整備」、広範囲にわたる手入れ不足のスギ・ヒノキ高齢人工林を部分伐採し、広葉樹を植栽する「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」、人と野生動物との棲み分けを図るバッファーゾーンの設置や広葉樹林整備を実施する「野生動物共生林整備」、六甲山系での本数調整伐や土留工の設置等を実施する「都市山防災林整備」等を行っており、整備面積は、ほぼ目標どおり順調に進んでいます。

［今後の取組方針］

緊急防災林整備や野生動物共生林整備等の一層の促進を図り、計画に基づき森林の防災機能の強化を着実に進めていきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	「災害に強い森づくり」整備実施面積(ha)	31,290 (H29)	42,652	41,371	◎	43,137	44,903	45,693ha (令和８年度)

※令和３年３月に策定した災害に強い森づくり(第４期対策)に基づき、新たな目標値を記載。

(イ) 災害廃棄物処理の体制づくり【評価：◎】

[現状と課題]

被災地の速やかな復旧・復興に資することを目的に、災害発生直後の初動対応から災害廃棄物の処理体制が整うまでの応急対応に重点を置いた「兵庫県災害廃棄物処理計画」を令和６年１月に改定し、災害廃棄物処理に備えています。

[今後の取組方針]

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理には、仮置場候補地の選定や処理体制などを盛り込んだ市町災害廃棄物処理計画の策定が不可欠であるため、様々な機会を捉えて計画未策定の市町に計画の必要性を説明するとともに、策定に関する研修会を開催し、県内全市町が計画を策定するよう指導していきます。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	災害廃棄物処理計画の策定市町割合(%)【再掲】	24 (H29)	90.2	90	◎	95	100	―

《総合評価》

公共用水域での水質の状況は、河川のBOD(生物化学的酸素要求量)は全ての水域で環境基準を達成、海域のCOD(化学的酸素要求量)は70～80%前後の達成率で推移しています。

大気環境は、長期的に改善傾向にあり、二酸化硫黄(SO_2)、二酸化窒素(NO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM2.5) は全局で環境基準を達成しています。

また、身近な生活環境を保全する県民の活動も広がりを見せ、「クリーンアップひょうごキャンペーン」をはじめとして、地域で行われる美化活動への参加が広がるとともに、近年は、不法投棄件数も低い水準で推移しています。

(5)「地域力」～あらゆる主体が地域の特性を生かして環境保全・創造に向けて協働する～

ア　持続可能な社会の実現を目指す人づくり【評価：○】

［現状と課題］

エコロコしぜんたいけん

小･中･高等学校の学校教育活動全体を通じて環境教育が展開されています。また、幼児教育においても身近な自然を通じた環境学習が進められていますが、生涯にわたる人間形成の基礎が養われる幼児期においては、更なる取組が必要です。さらに、環境保全について自ら学び伝えていく担い手の育成や実践活動を広げる観点から、若者や子育て世代、企業に対する取組も必要です。

東日本大震災を契機として、県民のエネルギーへの意識をはじめとして、身近な生活環境に対する意識が向上しています。一人ひとりのライフスタイルの変化として、うちエコ診断の受診による家庭でのCO_2排出の「見える化」が進み、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、家庭用蓄電池の導入が拡大しました。また、県民一人ひとりのごみ排出量は減少傾向が見られており、ごみを減らすという県民の意識は定着しています。

さらに、森や海でボランティア活動に参加する県民が増え、自然公園などでの自然とのふれあいを通じて余暇を楽しむ県民が増えています。

［今後の取組方針］

本県の環境学習・教育の基本方向を定めた「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、引き続き、ふるさとへの関心や愛着を持った次代の環境を担う人づくりを進めていきます。

幼児期からの発達の段階に応じた自然体験活動や、若い世代を対象とした次代のリーダー育成、地域で家族、若い世代とシニア世代が交流するなど、あらゆる主体による環境学習・教育を推進していきます。

また、小中学校では、引き続き環境体験事業と自然学校推進事業の関連を一層深めるとともに、地域特性に応じた多様な体験学習の実施やNPO・各種団体等との連携による環境学習・教育支援体制づくりに積極的に取り組んでいきます。

引き続き、低炭素、自然共生、資源循環、安全・快適の各分野において、地域特性を活かした取組を進め、県民の環境配慮行動を促します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	環境体験事業(小 3)、自然学校(小 5)の全公立小学校での実施(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	―
2	地域と協働してふるさとの自然の良さに気づく学習プログラムを実施した学校の割合(%)	95 (H29)	92	100	○	100	100	―
3	ひょうごグリーンサポーター登録者数(人)	931 (H29)	873	980	○	990	1,000	―
4	ひょうご環境体験館利用者数(人)	30,786 (H25～H29 平均)	30,335	32,000	○	32,000	32,000	―
5	うちエコ診断受診数(累計)(件)【再掲】	7,060 (H29)	13,115	13,000	◎	14,000	15,000	―
6	１人１日あたりの家庭系ごみ排出量※(g/人日)【再掲】	507 (H27)	481 (R4)	484	◎	481	477	477g/人日 (令和７年度)
7	クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数(万人)【再掲】	57 (H29)	52	57	○	57	57	―

※令和６年１月に策定した資源循環推進計画に基づき、新たな目標値を記載。

イ　環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進【評価：△】

[現状と課題]

県内で生産された農林水産物を県内で消費する県産県消は、生産者と消費者が互いの暮らしを支え合うだけでなく、フードマイレージの削減による温室効果ガスの削減、地域内での物質循環による循環型社会の構築に寄与する取組であり、ひいては地域の力の向上に資するものです。兵庫県認証食品流通割合(生鮮)は、野菜や牛乳、鶏卵の認証量が減ったことにより、令和５年度は37.8%と前年度に比べて1.6ポイント減少しました。県産野菜県内流通割合は、葉物野菜等の出荷量は減少しましたが、たまねぎ等の出荷量は増加し、令和５年度は14.8%で前年度と同水準でした。

企業では、ISO14001をはじめとした環境マネジメントシステムが浸透するとともに、工場見学や環境出前講座の開催、地域での環境関連イベントへの協力などを通じ、地域とのコミュニケーションが進んでいます。

[今後の取組方針]

優良品種への転換や本県独自のオリジナル品種の育成により、他府県産よりも高品質で付加価値の高い農産物を供給するとともに、実需者との連携強化による新たな需要拡大や実需者との結びつきを深める取組などにより生産拡大を図ることが必要です。

引き続き企業の環境取組を促すとともに、地域とのコミュニケーションの向上を促進します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	兵庫県認証食品流通割合(生鮮農畜水産物)(%)	36.2 (H29)	37.8	43	○	44	45	41% (令和３年度)
2	県産野菜県内流通割合(%)	14.8 (H29)	14.8	23	△	24	25	21% (令和３年度)
3	エコアクション21認証取得事業者数(事業者)【再掲】	501 (H29)	492	654	△	675	696	－
4	電子マニフェスト加入者数(事業者)【再掲】	7,039 (H29)	8,474	10,000	○	10,500	11,000	－

ウ　様々な主体との協働による取組の推進【評価：○】

[現状と課題]

近年、様々な主体による環境保全・創造活動が活発化しており、県民のボランティアによる森づくりやため池保全など身近な環境を守る活動が広がりを見せています。また、企業の社会貢献活動による「企業の森づくり」など、企業と地域との結びつきも進み、地域が一体となった環境保全活動が拡大しています。

[今後の取組方針]

環境保全・創造に取り組むNPO等の活動を核として、地域が一体となった活動をさらに推進します。

	指　標	現況値	R５ 実績値	R５ 目標値	評価	目標値		[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R６	R７	
1	環境保全に取り組む NPO 法人数(法人)【再掲】	469 (H29)	455	548	○	558	569	－
2	「企業の森づくり」参加企業数※(社)【再掲】	36 (H29)	46	46	◎	48	50	62社 (令和13年度)
3	森林ボランティア数※※(人)	13,056 (H29)	10,812	10,000	◎	10,000	10,000	10,000人 (令和13年度)
4	ため池等の保全活動に参加した人数(人)【再掲】	12,652 (H29)	9,090	18,000	△	19,000	20,000	－

※令和４年３月に策定した新ひょうごの森づくり(第３期対策)に基づき、「企業の森づくり」参加企業数の新たな目標値(R4以降)を記載。

※※令和４年３月に策定した新ひょうごの森づくり(第３期対策)に基づき、新たな指標を記載